

「アドバイザーとともにつくる、地域支援システム」事例集

自立支援協議会の活性化に向けて



財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

「アドバイザーとともにつくる、地域支援システム」事例集

自立支援協議会の活性化に向けて



はじめに

慢性疾患の時代には、各種の疾病に罹ると、病院だけでは完結せずに、退院後に地域生活をしながら病気や障害と向き合う。元々「ハンディを有する」あるいは「合理的な配慮を要する」方々も同様に、この地域社会の中で生きていくことになる。「健常者」と思っている人々も、いつの日か障害をもち、年をとって、それでもこの地域社会で生きていく。「合理的な配慮」を検討していくことは、結局、この地域社会を自分が住みやすいものにする営みであろう。

私は、精神科医になろうとして精神病院で研修を始めた。一生入院が当たり前であった古い病院を建て替えて、職員が一丸となって退院促進をした。1970年代の話である。3年間で平均在院日数が180日程度になった。退院させることはさほど難しいことではない。しかし、ずいぶん多くの方々が自らの命を絶った。そこで学んだことは、退院させるにしても、本人を強くして、地域に彼ら彼女らを支える体制を作っていかなければならないという前提である。すなわちわが国では、リハビリテーションと地域保健の活動が圧倒的に微力であった。その後、あつという間の何十年であるが、リハビリテーションと地域保健にずうっと携わることになってしまった。

リハビリテーションと地域保健の両者とも、医師以外のさまざまな専門職あるいは準専門職、さらには普通の人々の、知恵と力を借りることが要点となる。もちろん金や技術も必要だけど、結局は人材の質である、と気づいて教育に身を転じている。

障害をもったために合理的な配慮を必要とする人々の生活や人生を支援する営みは、当面この社会でマイノリティを形成している集団に対するクラスター・アドボカシーの営みであるとも表現できる。わが国が制定した「障害者自立支援法」とその実施体制は、われわれの社会におけるクラスター・アドボカシーの到達点でもあるが、まだまだおそろしく不十分である。

地域社会の不十分さを見定め、各領域の課題を設定する営みは、実際の具体的な事例の数々を検討する中から見えてくる。あらかじめの理論では測り知れない、専門家の予想などを容易にひっくり返す、多様な事例の数々は貴重である。その検討は一人ではできないものではない。社会の複数の専門職たちと、ときには当事者たちも交えて、見立てを徹底し、手立てを工夫する。この事例検討会では、複数の人々から情報が入力され、複数の人々が加工し、複数の人々に出力される。事例を通して地域社会が変わっていくし、同時に変えていく方向が見えてくる。

個々の事例を検討する営みと、地域社会を変革する営みとのあいだに、断絶があってはならない。これまでわが国の医療・保健・福祉の体制は断絶ばかりが存在して、まことに不合理な状態にあった。こうした中で、地域自立支援協議会は、個別事例の検討と地域社会作りが連動するために、実に有利な仕組みとなっている。もちろん、この仕組みをうまく使うか否かも、その地域社会を構成している人々の発想と工夫による。わが国の現在は、もちろん困難は大きいにせよ、こうした地域社会自身の工夫をすることが、以前よりもはるかに正当なものとして位置づけられている。

この場合の「アドバイザー」は、強いて表現すれば社会職員であろう。この言葉は、ソーシャルワーカーの中国語訳である。障害者あるいはわれわれ自身が生きやすい地域社会を作り上げるために、たった一人で工作地に乗る込むグリーンベレーのように、あの手この手を駆使しながら、目標をけっして諦めない活動を期待する。そして、そうした活動を正当な仕事として行えることは誠にうらやましくもある。

2009年3月

野中 猛（日本福祉大学教授：本事業委員）

アドバイザーへのメッセージ

異業種の関係機関が、相互に連携をとりながら、地域で障害のある方を支えていくシステムを構築していく。文字に落とせば、なるほど簡単そうだが、実は、なかなか厄介な営み。

福祉の分野は福祉の、医療の分野にも医療の、そして、行政には行政としての踏み越えることのできない枠組みがあって、それぞれに、氏素性も違うし、時には、利益相反になることもあるだろうし、共通言語もなかなか見つけにくい。

しかし、こうしたさまざまな関係機関のメンバーが、障害福祉に関わる地域の課題について、同じ目線で、同じテンションで、それぞれ、協働できていけたら、これは素敵だ。

「自立支援協議会」はその困難だけど、素敵なお取り組みを、とりあえず、それぞれの地域の器量をしっかりと見つめながら等身大で進めてみようという、壮大な試みだ。

まずは、相手の出方を伺いながら、共通点を探りあいながら、出会っていく。まるで、お見合いのように。

共通基盤や共通言語ができてきて、地域の課題に意気投合できるようになると、手弁当でも、場を共有して、その課題解決に向けて、会ってみたいと思う。それはあたかもデートのようだ。

しかし、いくら、同じ方向を志向して出会うカップルであっても、時に、つまらなくなったり、成果が実らなくて、倦怠期になったり、向かう方向がぼやけてしまったり、いつの間にか、出会う営みも億劫になってしまうことがあるだろう。

結婚にも仲人がいるように、地域のシステム作りにも、アドバイザーがいる。

アドバイザーとして、いろいろな地域に出向いていくときに、筆者の中のイメージとして、高校生頃に見た、山田洋次監督の映画「同胞」（はらから）の倍賞千恵子が、よく、思い出された。

岩手の八幡平の小さな山村の青年団に、農村をモチーフにした芝居を主催してもらいたい。

劇団のオルグ活動を担う、倍賞千恵子が、単身で乗り込んでいく。

赤字が出たらどうする。体育館に1000人もの人を集められっこない。普段の仕事が犠牲になってしまう。

議論百出、そして、沈黙。

青年団長の寺尾聡の迷いや逃げたい気持ち。その風景の中で、苦楽を共にしながら、励ましたり、時に楽観的に方向を示したり、大丈夫と具体的な策を授けたり、その時の、倍賞千恵子の表情を思い出しつつ。

大成功の翌日には、みんなに惜しまれながら、次のオルグ地に向かって去っていく。

そんな仕事ができたら、なんと素敵なことだろうか。

地域をしっかりと診断しながら、地域の力量も見極めながら、その都度定点観測しながら、しかし、居座るのではなく、主体者が自立し、用を終えたら、「もういいですか、そうですか」「それでは」といって、去っていく。

アドバイザーもこんな仕事ができたら、どんなに、カッコいいだろうと思う。

アドバイザーは、「障害者自立支援法」下のあだ花なのか？

相談支援事業の本来業務の軒先をちょっと借りて、自立した動きが展開されるまでの、自転車の補助輪のようなものなのか？

或いは、ちょっと地域を元気にするための、一服の栄養ドリンクのようなものなのか。

それとも、ひょっとしたら、それ単独として、必要な、独占業務的な、システムコーディネーターのような仕事に転換していくものなのか。

業務としての科学性やアドバイザーとしての専門性も明示しつつ。

その見極めはまだ出来ていない。

しかし、全国に相談支援体制を構築し、どこの地域でも、日常的に「自立支援協議会」の目指す風景が展開されるまでは、あってほしい。

そのためにも、全国のアドバイザーは、今、相互にノウハウを交換し合い、情報を共有しあっていく必要がある。

福岡 寿（北信圏域障害者生活支援センター所長：本事業委員長）

目次

これまでの縦割りを超えて“この圏域に住む人たちと ライフステージに沿った支援”を展開し始めた「あだち圏域」 福島県あだち圏域	6
温泉宿で議論し、地域実態を見つめ、医療的ケアでつながった 群馬県利根沼田圏域。「夢は、夜語る！」 群馬県利根沼田地域	13
42.195キロのフルマラソンを、トップスピードで走り始めた「松本圏域」 長野県松本圏域	27
現場発！シンプルで柔軟な自立支援協議会成長記 愛知県豊田市	35
裾野の拡大と事業所の横連携で相談支援の地域力を向上させる 山口県周南市	40

これまでの縦割りを超えて“この圏域に住む人たちとライフステージに沿った支援”を展開し始めた「あだち圏域」

福島県あだち圏域

2市1村のあだち圏域

福島県あだち地方の概況
(平成20年12月1日現在)

構成市町村	人口	面積
二本松市	62,512人	344,65km ²
本宮市	31,692人	87,94km ²
大玉村	8,42人	79,46km ²
合計	102,686人	512,05km ²



福島市と郡山市の間の旧二本松藩の領地である二本松市、本宮市、大玉村を中心とする人口約10万人の中規模の地域である。現在もあだち地方広域圏として、消防本部の設置や老人施設の福祉会の設置等、各種事業でひとまとまりの圏域として連携している。

障害の状況 (各手帳保持者)

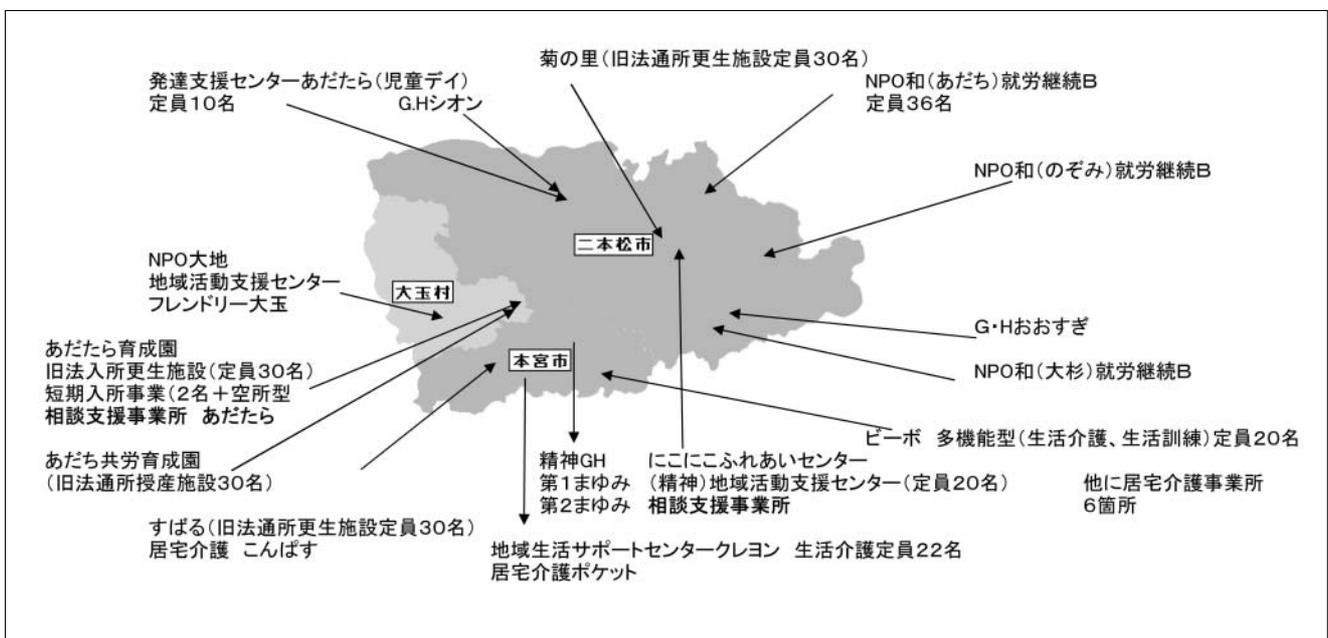
	身体障害児	身体障害者	知的障害児	知的障害者	精神障害児	精神障害者
二本松市	36	2425	80	375	2	155
本宮市	19	1066	95	147	5	83
大玉村	14	320	13	50	1	12

お話し 渡邊 中 (相談支援事業所あだたら 相談支援アドバイザー)
 影山 昌史 (福島県保健福祉部障がい福祉課 主任主査)
 渡邊 聡子 (福島県保健福祉部障がい福祉課 主査)
 聞き手 佐藤 光正 (本事業委員)

1. 地域の社会資源・基盤整備の状況

知的更生施設3か所、授産施設1か所、精神障がい者授産施設1か所、グループホーム・ケアホームは3か所、相談支援事業所は2か所など。

広域に配置された相談支援アドバイザー (以下、圏域アドバイザー) 1名が地域内を効率的に組織化し運営している。現在ある社会資源の約半分はその関わりの中で整備されていった。



2. この圏域のウリは圏域アドバイザー

この圏域の最も強力なウリは圏域アドバイザーである。彼が他の地域で培ったノウハウと障がい者に対する熱い思いをもって故郷に戻ってきた。「サービスを使わないでどう支援するか？」と同時に「サービス資源をどう作るか？」「介護保険と同じになってはいけない」という危惧、そして「ともに地域で助け合いながら住む」というビジョン。彼は「もともと過去の実践からこういうのを作りたいというベースはあった。それが法律で作れということになった。“これだ”と思った」という。

この“人”という社会資源が、市町村合併、自立支援法施行などと出会ったときに化学反応を起こして生まれた産物、これがこの圏域の自立支援協議会を中心とする一連の地域のしくみといえる。

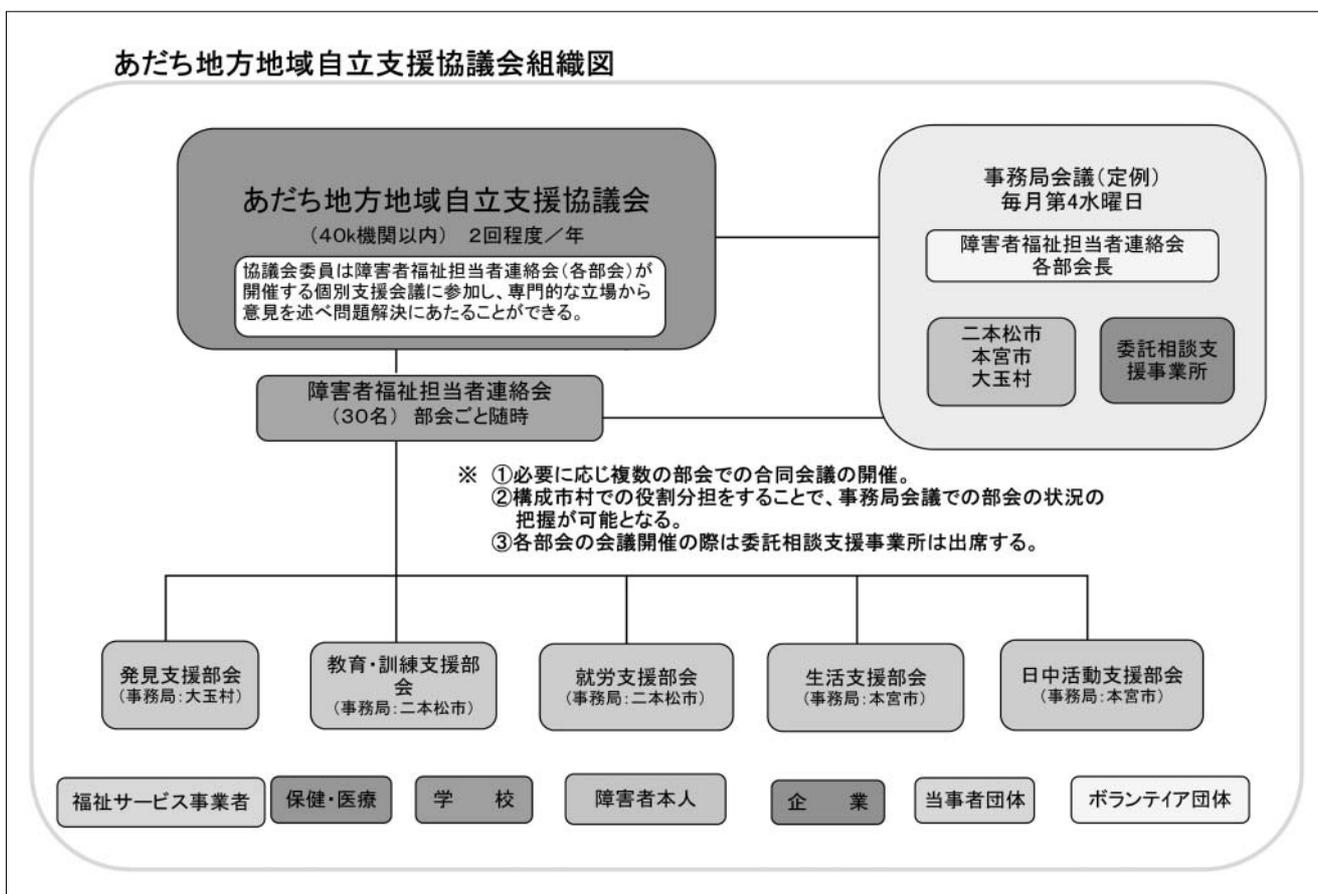
3. 協議会は行政と民間が一緒になって当事者意識で考える！

協議会は19年の4月に立ち上げ、やがて2年が経過する。

自立支援協議会の設立背景には、幸運なことに市町村合併の話の流れがあり、市町村担当者の“何かやらなくてはいけないのではないか”という思いと自立支援法施行、それをつなぐ圏域アドバイザーの思いがうまく重なっていった。

事務局体制は2市1村で各2名で6名、それに相談支援事業者3名の計9名で構成し、それに各部長が入ってくる体制である。事務局は行政（二本松市）に置き、同時に相談支援事業所などが入るかたちで定例（月1回）を開催している。サービスを作るのに行政が離れた所にいると、グループホームやケアホームなどの家賃補助等にしてもうまく伝わらない。一緒に考えることが大事である。同じように各部長にも行政が入っている。行政も当事者意識をもち情報を共有化することが大事である。

現在は、34名の協議会のメンバーであるが、今後は少しコアなメンバーに縮小して人数の整理も予定しているところである。



4. この圏域をどうするか！

当初から圏域内にはいろいろな事業所があったが、それぞれは点在しており、市村を越えて利用するにあたり、それぞれの事業所が同じレベルにならなくてはいけないという課題があった。たとえば圏域内には大玉村のように中学3年生までの医療費が無料、障害児を受け入れている幼稚園には必ず職員の加配、4歳児に発達障害児のスクリーニングを行うために臨床心理士や社会福祉士の雇い上げ、また高齢者の介護保険の充実など一村としては内容の濃い夢を持った展開をしていた。

それを全体にも広げるチャンスだと思い働きかけた。2市の中には担当者が県への出向歴もあり、共同でやる方向に好意的なところもあった。しかし運営については各市村の考えや財政的な問題もあってどうしたものか。当初は月に3～4回の会合をもち、地域診断を行っていく中でライフステージに沿ったシステム作りをどうするかという視点で各市村の意思疎通を図り調整を行っていった。はじめは2市1村で現在行われていることを確認し、同じように引き上げていくことから始めたほうがよい。

当初は要望書めいたものを出す話もあったが、次第にケア会議に目が向いてきた。何が問題なのかに目が向いてきた。出てきた問題を整理する方向へ変更。その検討の中で「まずグループホームだよな、家賃補助だよな」「自分で選択できるようにしてきたのかな」「かれらは何をもとめているのだろうか」ということが出てきた。

ほとんどの事業所をメンバーに入れてもらった。

圏内には触法の少年もいるので警察も巻き込んでメンバーに加えた。実際警察のほうでもそのような情報を求めていた。警察が入ってきたことで触法少年の就労の問題や虐待の問題が行政をとおして部会に入ってくるようになってきた。一番最初に協議会を使ったのは警察だった。

当初は各事業所から施設長でない次の人の推薦を募ったところ、ふたを開けたら全員施設長だったというエピソード。部会もやはり施設長がやってきて。

この圏内に特別支援学校がない。30数キロ離れたところに養護学校がある。地元の特別支援学級にも入ってもらっている。学校関係者が多い。

2市1村の中には、日頃、保健師が我々と同行訪問を行っているところもあれば、連携の弱いところもあった。

それまではただ情報を共有するだけの場であった育児検討会に入れていただいて内側から変えていった。

障害を持った子をどう支援していくのか、もっとプログラミングしなければいけないということで、育児検討会をケア会議の場に変えた。一人ひとりの子について検討することで、次の年はどうするかということを考えるシステムを作った。就学する前の2月まで行く先が決まっていなかった子がいたりした。管内に3つの特別支援学級を作ってもらった。これは教育委員会をかませたので、それが県まで上がりやすかった。

幸い郡山市と福島市の間にある郡山市に近い圏域に工業団地ができたが、商工会議所や中小企業同友会などとの関わりも大きい。これらの人たちはハローワークを通じなくても結構障がい者を雇用してくれていたこともあり、この人たちのノウハウを活用することで圏域の人たちの就労のチャンスが広がった。

5. 旧法を越えてチェンジ！

旧法に対抗して新しい支援に対応するスキルアップを図るために、元々あった圏域の連絡会を活用した。いくつかの小規模作業所間を就労B型としてまとめたりもした。

自立支援協議会設立の話は同時進行での協議だった。

圏域アドバイザーの法人がまわりの旧法施設から非難を浴びたこともある。しかし旧法施設とは切り離して相談支援事業を中心に“あだちに住んでいる人たちをどうするか”この思いを根底に圏域アドバイザーは変革を進めている。福祉現場も経済誌などを読んで発想の転換をして工夫していかなければならない。

実際、旧法施設には、新しい利用者が集まらない傾向があるという。

あだち地方地域自立支援協議会 障害者福祉担当者連絡会

二本松市・本宮市・大玉村

あだち地方地域自立支援協議会の概要

安達管内2市1村は、障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため、連絡調整を行う場として、相談支援事業者、サービス事業者及び関係機関・団体等で組織する地域自立支援協議会を設置したものです。

【地域自立支援協議会の主な機能及び運営内容】

- ①相談支援事業の運営に関すること。
 - 相談支援事業の中立・公平性の確保
 - ・相談支援事業の運営計画、実績等に関する協議、評価
 - ・指定相談支援事業所の業務実績の報告
- ②困難事例への対応のあり方に関すること。
 - ・虐待、家族関係、発達障害、障害児だけでなく児童生徒への教育支援として、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等、また、福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如など個々の事例に関して錯綜する問題へのあり方に関する協議、調整

- ③地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
②の協議等を踏まえ、地域における支援体制の評価、関係機関による連携体制の構築。
- 【関係する機関等】
- ・特別支援連携協議会(県教育委員会、本宮市・大玉村教委)
 - ・県北地区障害者ライフサポート連絡協議会(県北地区特別支援学校)
 - ・障害児就学指導委員会(二本松市)
 - ・乳幼児事例検討会(二本松市)
 - ・児童養育担当連絡会(二本松市)
- ④地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ・地域資源情報の共有(福祉マップや社会資源一覧など)
 - ・各支援施策に関する助言・指導等
- ⑤その他
- 地域自立支援協議会によって、地域の共通理念ができあがり、管内市村の障害福祉の質が保たれるとともに、情報の共有・調整が可能になる。
- また、ニーズにあった社会資源の開発・改善が可能になり、社会資源を公平に利用できることにより対象者が広がることが期待される。

障害者福祉担当者連絡会

障害者福祉担当者連絡会に部会を設置し、主な所掌事務は次のとおりとする。

【発見支援部会】

乳幼児等の障害の早期発見、早期療育及び障害福祉サービスの有無に関する情報の収集、意見の調整及び解決案の提起

【教育・訓練支援部会】

障害児に対する教育・訓練等に係る情報の収集、意見の調整、解決案の提起
LD,ADHD等の障害のある児童生徒の適切な対応策を含む

【就労支援部会】

就学を終える者又は終えた者に対する就労・雇用に向けた情報の収集、意見の調整、解決案の提起

【生活支援部会】

障害者等の生活支援に関する情報の収集、意見の調整、解決案の提起

【日中活動支援部会】

障害者等の日中活動支援に関する情報の収集、意見の調整、解決案の提起

各部会は、それぞれのケースにより必要に応じて、複数の部会による合同の会議を開催できる。合同会議の開催が必要な場合によっては、各部会長間で調整し、事務局に日程及び場所等について報告する。

障害者福祉担当者連絡会は、30人で構成され、構成市村から保健師及び保育士を各1人ずつ選任するとともに、協議会を構成する関係機関・団体等からそれぞれ1人を選任する。

医師会、作業療法士会、理学療法士会、臨床心理士会、警察署、家庭児童相談員から選任されている協議会の委員の属する機関及び団体からは、連絡会担当員を選任しない。

上記の協議会委員は、部会長から要請があれば部会会議に出席する。

障害者福祉担当者連絡会は、隔月1回の開催とする。また、部会を構成する担当員からの申し出により部会長が必要と認めたときは臨時に開催できる。

部会の開催は、部会を構成する担当員の勤務形態や諸事情を考慮し、部会会議等のなかで十分調整を図る。

障害者福祉担当者連絡会の担当員については、報酬及び旅費等の支給はありません。

障害者福祉担当者連絡会の部会構成

【発見支援部会】 担当事務局：大玉村

- ・二本松市、本宮市、大玉村保健師
- ・二本松市、本宮市、大玉村保育士
- ・発達支援センターあだたら

【教育・訓練支援部会】 担当事務局：二本松市

- ・大笹生、郡山、あぶくま養護学校
- ・福島大学特別支援学校
- ・二本松市障害児就学指導委員会
- ・本宮方部特別支援教育振興協議会
- ・二本松市、本宮市、大玉村教育委員会学校教育課指導係長

【就労支援部会】

- ・二本松商工会議所
- ・福島県中小企業家同友会あだたら地区会
- ・もとみや青年会議所
- ・県中障がい者就業生活支援センター
- ・県北障がい者就業サポートセンター
- ・ハローワーク二本松
- ・あだち福祉会 にこにこふれあいセンター
- ・牧人会 あだち共労育成園
- ・NPO法人 和
- ・福島障害者職業センター

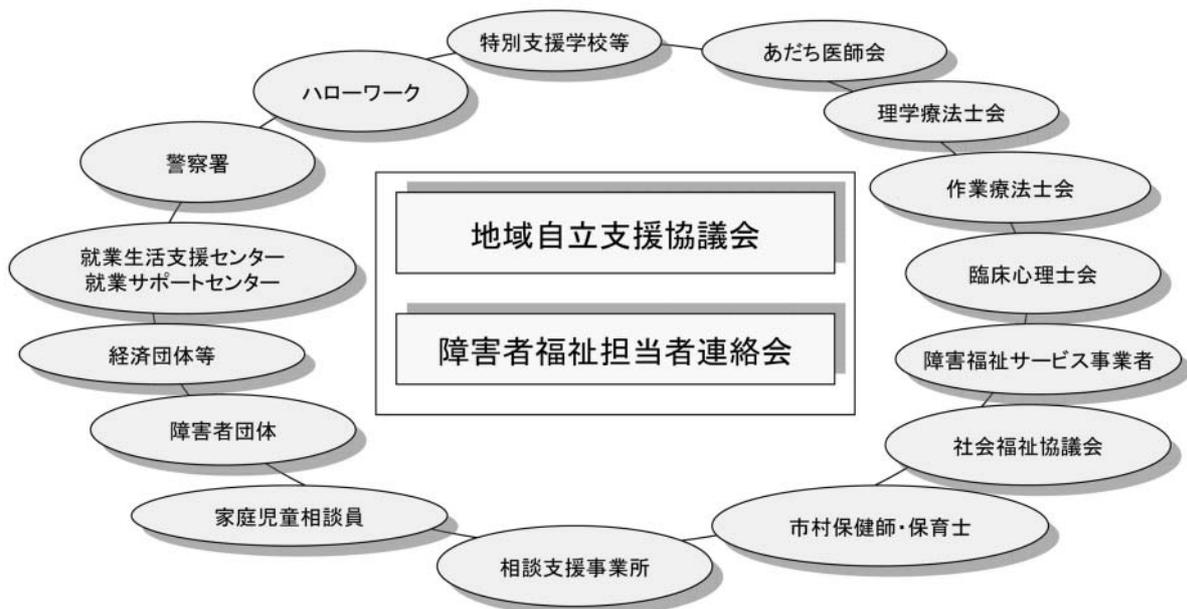
【生活支援部会】

- ・二本松市社会福祉協議会
- ・牧人会 あだたら育成園
- ・落合会 グループホームまゆみ
- ・ほっぷすてっぷ七福人

【日中活動支援部会】

- ・あおぞら福祉会 菊の里
- ・銀河 すばる
- ・安積愛育園 多機能型支援センター ビーボ
- ・NPO法人 大地 ふれんどリー大玉 大玉村地域活動支援センター
- ・NPO法人 スケッチブック

あだち地方地域自立支援協議会の構成



温泉宿で議論し、地域実態を見つめ、医療的ケアで つながった群馬県利根沼田圏域。「夢は、夜語る！」

群馬県利根沼田地域

- ・面積 合計 約1,800平方Km
(県全体の27.8%)
- ・人口 合計 約92,100人
(県全体の4.6%)

群馬県北部に位置し、人口は県全体の約5%ですが、面積は県全体の約4分の1を占め、そのうち森林面積が80%の中山間地域です。人口減少が続いております。

構成市町村	人口
沼田市	約52,400人
片品村	約5,300人
川場村	約4,200人
みなかみ町	約22,400人
昭和村	約7,800人
合計	約92,100人



お話し 井上 恵一 (沼田市社会福祉課 主査)
 仲丸 守彦 (沼田市障害者相談支援センター 相談員)
 大澤 仁 (群馬県健康福祉部障害政策課 主任)
 聞き手 菊本 圭一 (本事業委員)

〈利根沼田地域自立支援協議会〉

利根沼田圏域の自立支援協議会は、1市1町3村の5市町村の広域で構成されている。全体会（年1回）、運営会議（月1回）、定例会（月1回）、特定課題会議（ワーキンググループ）があり、事務局は各年度で主担当・副担当を各市町村持ち回りにしている。（平成20年度主担当は片品村）。副担当の役割は、翌年度に主担当を担うため、それに向けての準備と主担当の市町村事務の補佐となる。また小規模市町村の場合、障害福祉担当は他業務との兼務となるため、準備期間として知識と経験を積む期間と考えている。相談支援事業者が事務局を受け持つ考え方もあるが、利根沼田圏域では市町村障害福祉担当が事務局として積極的に関わりを持つことにより、その役割と責任を持って自立支援協議会の運営を行うのを前提にしている。

利根沼田圏域の自立支援協議会の構成図はP16のとおりである。基本は毎月1回開催される定例会が中心となるが、その前段として運営会議を開催し、定例会で話し合う議題や課題等を抽出し、方向付けを行っている。車で言えばハンドルの役割を果たしている。個別支援会議は不定期に開催されているが、通常、運営会議を経て定例会の議題として取り上げられる。当然のことながら全ての事柄が定例会の場で解決する訳ではない。そこで課題によっては、特定課題会議（ワーキンググループ）を設置し、個別のメンバーで継続的に協議を行う。特定課題会議で話し合われた事項は、定例会に報告することは当然だが、全体会や県の自立支援協議会等へも必要に応じて報告を行っている。

利根沼田地域自立支援協議会は、平成18年度に、以前から群馬県主催（県内10箇所保健福祉事務所単位）で開催されていた圏域連絡調整会議において、地域自立支援協議会の下地作りを行い、平成19年2月に準備会を実施した後に、平成19年4月から本格稼働した。

〈群馬県の状況〉

群馬県の動きとして、5名の相談支援事業者（①）と4名の心身障害者福祉センター職員（②）がアドバイザーとなり、県内各地域自立支援協議会に①②がそれぞれ1名ずつ参加している。そのうち利根沼田の担当アドバイザー（①）は、前橋圏域から派遣されている。また、アドバイザー会議で地域の状況把握等を行っているほか、アドバイザーのうち1名が群馬県地域自立支援協議会の全体会議の委員として出席している。各圏域

群馬県障害者自立支援協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、群馬県障害者自立支援協議会（以下「県自立支援協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、保健、福祉、労働、教育などの関係者で構成し、県全体での相談支援体制の構築に向け、システム作りに関する主導的役割を担う協議の場とし、地域社会の中で障害のある人がより豊かに安心して暮らすための地域生活支援の推進に資することを目的とする。

(構成員)

第3条 県自立支援協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 保健、福祉、労働、教育等の各行政機関
保健福祉事務所、児童相談所、心身障害者福祉センター、こころの健康センター、群馬労働局、障害者職業センター、県教育委員会、養護学校、市町村代表者など
- (2) 相談支援事業者、サービス提供事業者、学識経験者 など

(協議事項)

第4条 県自立支援協議会は、次の事項について検討・協議を行うこととする。

- (1) 市町村地域自立支援協議会単位の相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策の助言を行うアドバイザーの配置等の協議
 - ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
 - ・地域では対応困難な事例に係る助言
 - ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助 等
- (2) 相談支援従事者及びサービス管理責任者の研修のあり方等の協議
- (3) 専門的分野における支援方策（県障害福祉計画の具現化含む）の協議
- (4) その他

(会議の構成)

第5条 県自立支援協議会は、以下の会議で構成される。なお、運営等については、別に定める。

- (1) 全体会議
運営会議等からの報告事項をもとに協議を行う。
- (2) 運営会議
相談支援等に携わる関係者により諸課題を検討し、解決に向けた提言案を作成する。

(3) 連絡会議

県民局管内の市町村地域自立支援協議会の相談支援体制の状況を把握・評価するとともに、県自立支援協議会の方針等を伝達し、市町村地域自立支援協議会の運営支援を行う。

(4) サブ協議会（ワーキンググループ）

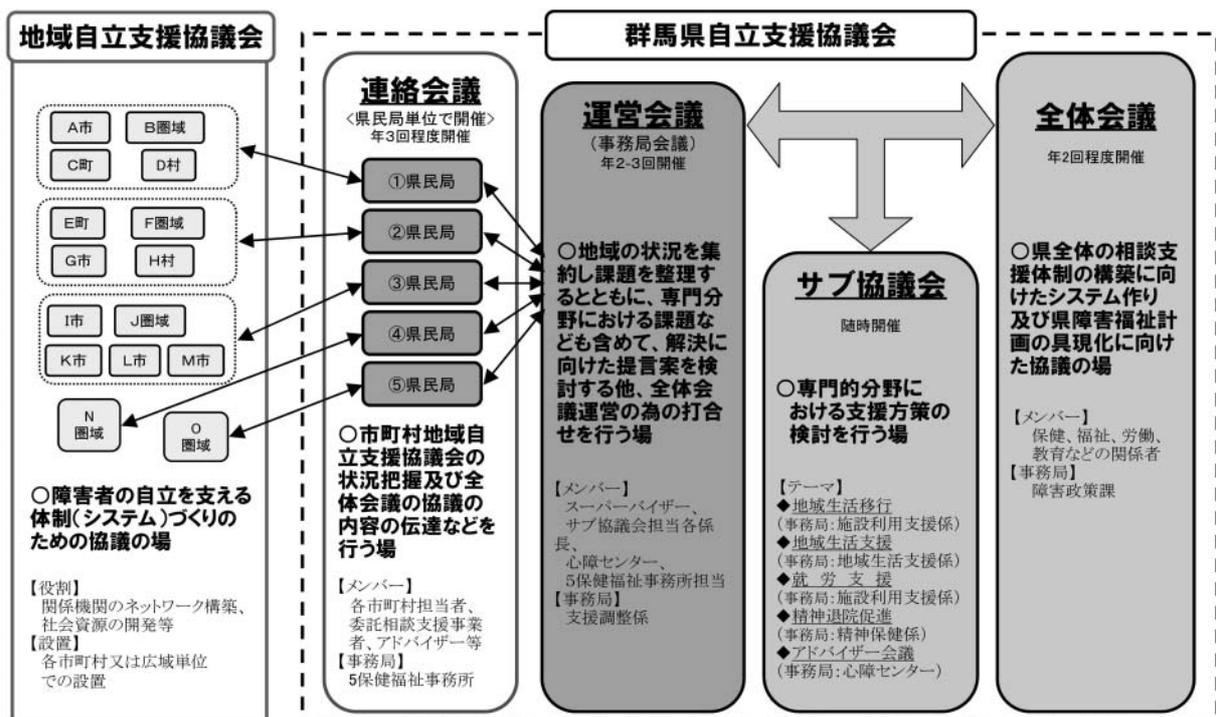
運営会議で承認された特定課題（県障害福祉計画の具現化に向けた協議含む）について解決に向けた検討し、運営会議へ報告する。

附 則

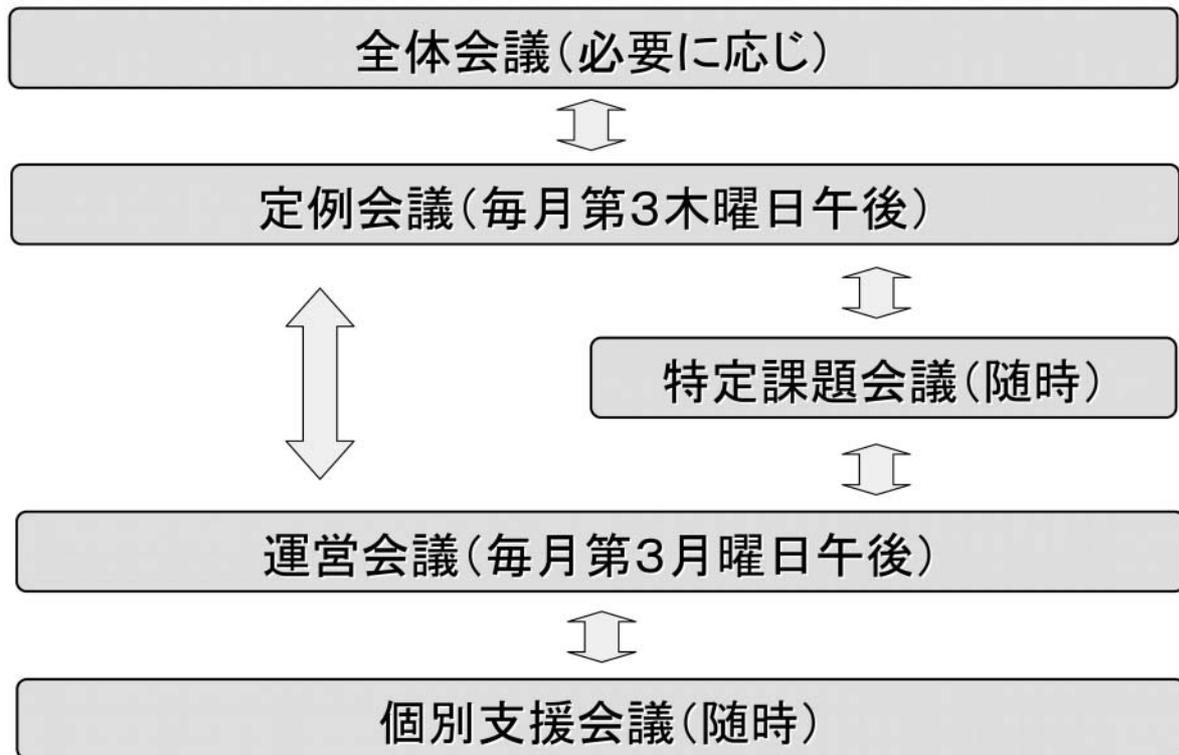
この要綱は、平成19年1月26日から適用する。

この要綱は、平成20年2月12日から適用する。

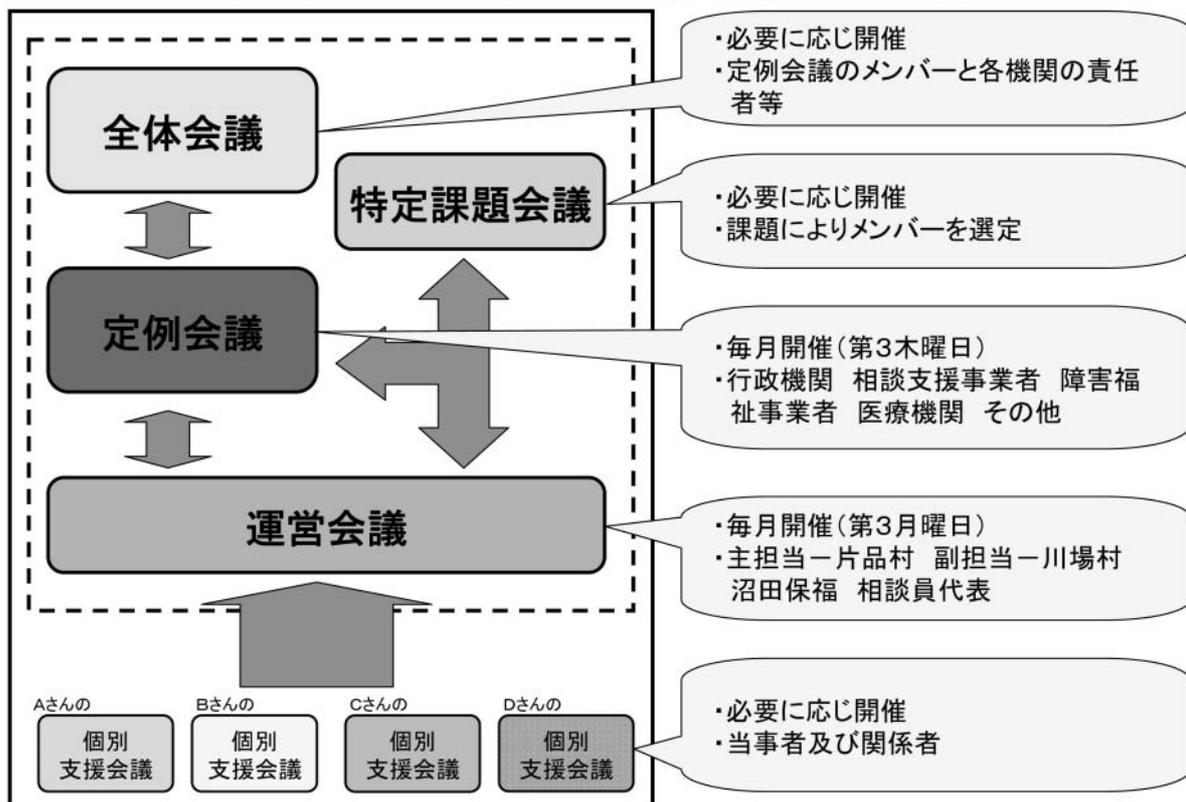
群馬県自立支援協議会のイメージ



地域自立支援協議会の全体図



利根沼田地域自立支援協議会全体図



地域自立支援協議会の構成員

- ・ 行政機関の職員
市町村障害福祉担当
保健福祉事務所障害福祉担当
- ・ 委託相談支援事業者
- ・ 障害福祉事業者
知的障害者入所・通所施設
- ・ 医療
精神科のある総合病院、精神障害者デイケア
- ・ その他必要に応じ
教育機関、雇用機関、障害当事者団体、
権利擁護関係者、学識経験者等

運営会議の構成員

- ・ 片品村（平成20年度事務局担当）
障害福祉担当
- ・ 川場村（平成21年度事務局担当）
障害福祉担当
- ・ 沼田市
相談支援専門員
- ・ 沼田保健福祉事務所
障害福祉担当

の市町村自立支援協議会と県との関係は、アドバイザーや連絡会議等により各地域の状況を把握し、それを踏まえて運営会議等で課題を整理し検討する仕組みにしているが、その機能がまだ十分ではないことから、それを改善し、地域と県の連携を強化することが課題であると言える。また、アドバイザー自身も各市町村で相談支援業務を実施していることから、活発な動きがとれない状況が課題である。

群馬県では、都市部（前橋・高崎など）や利根沼田の地域自立支援協議会などは、比較的形を作って動いていると感じられた。

〈相談支援事業の体制整備状況〉

群馬県では、自立支援法施行以前は保健福祉圏域でコーディネーター事業（障害児（者）地域療育等支援事業）を実施していたが、法施行後、相談支援事業の実施主体が市町村になったことに伴い、相談支援事業は市町村に任せる形になった。また、相談支援事業の委託や協議会設置について、県として圏域毎の実施を働きかけたが、基本的には市町村の主体性に任せていたため、市町村により実施方法が異なる結果となった。

利根沼田圏域では、平成13年10月からコーディネーターが設置（常勤1名）され当時の県保健福祉事務所に配置された。平成18年度の自立支援法施行と県のコーディネーター事業の廃止を受けて、管内の市町村で協議を進め、いわゆる「長野県モデル」を参考に広域単位で1箇所の相談支援センターを設置し、6名の相談員を配置する案を検討していたが、予算等の問題もあり、広域で相談支援事業を実施する趣旨は各市町村の了解は得られたが、設置自体は先送りとなった。当時各市町村で対応は分かれ、沼田市・昭和村は県がコーディネーターを委託していた社会福祉法人と個別に契約を結び相談支援事業を実施し、その他の3町村は直営という形をとった。平成20年度に特定課題会議として、広域設置での相談支援事業の実施を検討した。各市町村の負担金割合やセンターの設置場所・人員の配置等の問題でかなりの議論があったが、平成21年度からは2名の相談支援専門員と非常勤職員1名を配置し、圏域での委託相談支援事業を実施することになっている。以上のように、利根沼田圏域では自立支援協議会を先行して設置していたので、市町村の枠組みを超えて協力する体制・連携する場のあったことが、共同設置につながった大きな一因であると考えられる。

一方、相談支援事業者と市町村の役割分担については、事業所側は主に困難ケースを中心に担当し、管内の幼稚園・保育園・小中学校等への訪問等も随時行い、市担当との同行訪問も行っている。市は給付関係のほか、個別の相談にも応じている。イメージとしてはそれぞれの得意分野は個別で業務を行い、必要なときには補完し合っている。圏域内が広く、また、訪問のための移動の時間もかかるため、半日に1件程度のスケジュールの場合が多い。身体障害者のショートステイや精神障害者の援護寮・グループホームなども一番近くても車で30分程度かかるため、今後は社会資源の開発も、相談支援事業者の重要な役割であろう。

〈医療的ケア支援事業の開発（特定課題会議）〉

医療的ケア支援事業を創設するきっかけについては、平成19年5月に個別支援事例として定例会に提出された、事例がきっかけであった。児童デイサービスに通う、胃ろうによる食事摂取が必要な児童の、母親からの相談で、児童デイサービスに通わせていても、昼食時には母親が胃ろうによる栄養剤注入のために、毎日事業所に通わなければならない状況があり、母親が通えない日は本人も休まざるを得ないなど、進路や地域生活の選択肢を大きく狭める一因となっていたからである。このような状況では、保護者への経済的・心理的な負担が大きく、この負担を軽減させるような公的な制度・仕組みを作ることは出来ないか、というのが特定課題会議の設置の趣旨であった。

特定課題会議では課題の共有・方策の検討・先進地事例の把握・要綱案の検討・事業実施時における問題や課題の把握・事業費や本人負担の検討・安全面の確保・医師法等の問題を一つずつ確認しながら、時には訪問看護事業所や医療関係者・県教育部局等の職員を会議に招きながら検討を行った。

その結果、就園（保育園・幼稚園等）・就学（小学校・中学校・高校等）、作業所や通所施設の利用時も想定し、「看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育園、学校等を利用している時に」として、（介護保険制度

特定課題会議について

- ・ 医療的ケア事業について
- ・ 施設移行について
- ・ 療育システム構築について

特定課題会議「医療的ケア事業」について

- ・ 構成員
 - 各市町村障害福祉担当 5名
 - 沼田保健福祉事務所障害福祉担当 1名
 - 委託相談支援事業者 2名
- ・ 専門機関より
 - 利根教育事務所 1名
 - 訪問看護ステーション 2名

のデイサービスや老健施設など元々看護師配置がある施設との棲み分けを行い) 制度化されることになった。

平成20年4月から、圏域内の5市町村がそれぞれ要綱を制定し、事業はスタートしている。安心して保護者も児童デイサービスの利用ができることによる、負担軽減や事業所側も安全に医療行為が入ることによって、サービス提供に専念できるなどのメリットも多いが、この制度自体が万能ではなく、本来であれば看護師の常勤配置を考えるのがベストであり、飽くまで限定的な医療行為に対し、提供できる制度として考えられ、運用されている。同じく、小学校入学となった場合にも福祉サイドの問題ではなく、教育部局で制度化等を検討するのが本筋だと考えている。

つまり、派遣費用の問題などもあるが医療的ケアの制度化を通じて、ネットワークの構築を図れたことや、障害児を支える仕組みを医療・教育・福祉といった様々な立場の人が一緒に考え、検討していったことに価値があると考えられる。具体的に言えば、特定課題会議の当初では、5市町村の担当者間でも温度差があったりもしたが、会議を重ねる毎に制度化につないでいこうという目標を持つことで、一致した考えに統一されていく、経験を得られたことが、とても有意義であった。

〈現在の特定課題会議〉

現在は、地域移行・療育支援体制・相談支援体制の3つの特定課題会議が設置されている。(平成20年度特定課題会議参照)。利根沼田圏域では特定課題会議での検討を積み重ね、課題が解決及び制度化された時点で、特定課題会議は終了している。これは国の示した自立支援協議会のモデル的な組織図と異なっているため、このようなやり方で良いのか不安を感じたこともあったが、アドバイザーや群馬県のスーパーバイザー等に意見を求め、特定課題会議は、その圏域毎に課題や問題は異なるため、形式にこだわることなく、きちんと課題を抽出して前に進んでいる点を評価してもらっている。利根沼田圏域では特定課題会議の内容がより具体的で特定された内容での設置となっているのは、それだけ社会資源が貧弱であったり、課題が山積しているためではあるが、今何から優先して取り組むべきかを、協議会全体で考えている点は評価できる。

県としては、利根沼田圏域の自立支援協議会での取り組みを、県内では模範的な取り組みとして評価している。地域の課題を押さえ、その課題を解決するためには、何が重要かということ、協議会に参加している行政・相談支援事業者・福祉事業者・医療関係者などの参加者全員が、同じ目線で進めていることが高い評価を得ている。医療的ケアの取り組みが県内の他の市町村にも、同様の事業化を目指す動きが現れているのも、その良い影響だと言える。

つまり、地域性をうまく活用しているとも言える。地域のネットワーク化とも言えるが1人の人を支える関係者、福祉・医療・教育・行政・保健等々がフォーマルな場でもインフォーマルな場でも互いに顔の見える関係性が築けている。例えば市町村の新しい担当者が来ても、業務の進め方を他の市町村担当者がアドバイスするなど、圏域全体でレベルアップが自然に図られているのである。逆の意味でのスケールメリットを感じる。「ゆりかごから墓場まで」ではないが、生まれた時の状況は、あの保健師に聞けば分かるとか、あの子の情報は、あの担当者に聞けばすぐ分かるといったことがごく当たり前に行われているのである。関係者が互いの顔を改めて確認することもなく、コミュニケーションを図れるのは、以前からのインフォーマルな集まりも一役買っているのである。

〈群馬県としての課題〉

現在、群馬県としての課題は、大きく分けて3つ考えられる。

第1に、地域の相談支援体制整備に対する支援が挙げられる。これについてはアドバイザーの派遣回数が少ないことが要因の一つとして考えられるが、予算や人員等の問題があるため、まずは効果的な支援方法の検討を当面の課題として考えている。

第2に、地域の状況・課題整理が挙げられる。今後、県の自立支援協議会でいかに地域の課題を取り上げていけるかを課題として考えている。

第3には人材育成が挙げられる。人材育成は相談支援を充実するうえで重要であるため、県主催で初任者・現任者研修を実施しながら資質向上を図っているほか、相談支援の基本的な考えや姿勢等を理解するための、説明会を検討している。また、県内の相談支援従事者による団体「障害者相談支援ぐんま」でも、勤務終了後の夜間などに集まり議論しており、今年度は県と共催で、市町村も含めた相談支援従事者に対する勉強会（セミナー）なども開催した。

なお、この団体は会員毎に考え方の相違などもあり、今後どのように進めていくのが良いか、検討している状態である。

今回、利根沼田圏域のインタビューにより、改めて地域自立支援協議会は、正解となる形や運営方法がある訳ではなく、その地域の特性と言ってしまうえば簡単だが、相談支援事業等で掴んだ地域の現状を土台にして、工夫や分析を繰り返しながら、活動を積み上げていくことが重要だと痛感した。

つまり、機能する地域自立支援協議会を創っていくには、その地域の歴史や風習、社会資源など、その地域で長らく暮らしている人々の持つ価値観を共有し、築き上げていくことが重要となる。先進地域の物まねだけではなく、群馬には群馬の、埼玉には埼玉の地域特性に裏付けされた、自立支援協議会の構築が求められている。

特定課題会議「施設移行」について

・ 構成員

1 期

精神障害者デイケア 1名

沼田市委託相談支援事業者 1名

2 期

各市町村障害福祉担当 2名

沼田保健福祉事務所障害福祉担当 1名

障害福祉事業者 3名

精神障害者デイケア 1名

委託相談支援事業者 2名

特定課題会議「療育システム構築」について

・ 構成員

各市町村母子担当保健師 5名

みなかみ町障害福祉担当 1名

沼田市委託相談支援事業者 1名

沼田保健福祉事務所障害福祉担当 1名

沼田保健福祉事務所療育担当 1名

「医療的ケア支援事業」の実施に向けて

～特定課題会議協議結果報告～

H19.11.22

利根沼田自立支援協議会特定課題会議（医療的ケア）

1 特定課題会議設置の趣旨

障害児（者）が通所施設・学校等に通う場合の医療的ケア（たんの吸引、経管栄養等）は、介護者が毎日通所先まで通わなければならない、自らが就労できないなど、経済的、精神的な負担は大きい。

また、介護者が通えない日は、障害者ご本人も通所を休まざるを得ないなど、進路や地域生活の選択肢を狭める原因の一つとなっている。

これを補う方法として通所先への「訪問看護」の派遣が考えられるが、健康保険法及び介護保険法で実施する訪問看護は「居宅において実施する」と規定されており、外出先での医療的ケアは対象となっていない。

主治医の指示書により看護師が処置することで医師法等の問題はなく、費用を公費負担できれば訪問看護事業者によるサービス実施は可能と考えられる。

介護者の負担軽減を図るとともに、障害を持つ方が、身近な場所で通所サービスや教育を受けることを保障するため、利根沼田地域自立支援協議会では訪問看護による医療的ケアの提供が有効と考え、特定課題会議を設置した。

特定課題会議においては課題を整理し、問題点を検証したうえで標準的な市町村実施要綱案を提案することとした。

2 検討結果について

(1) 会議開催状況

第1回	H19. 7. 9	課題共有、方策の検討
第2回	H19. 8.23	要綱案の検討
第3回	H19. 9.14	事業実施上の問題点の把握、要綱案の検討 (講師：訪問看護事業者)
第4回	H19.10.11	学校での事業実施における課題の把握、要綱案の検討 (講師：教育事務所)
第5回	H19.11.14	課題への対応・事業費単価・本人負担額・要綱案の検討 (講師：訪問看護事業所)

◎出席者

沼田市社会福祉課
沼田市相談支援センター
片品村保健福祉課
川場村住民福祉課
昭和村保健福祉課
昭和村相談支援センター
みなかみ町保健福祉課
保健福祉事務所企画福祉課

(2) 事業内容・目的

主治医の指示に基づく経管栄養、たんの吸引等比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設又は作業所及び保育園、学校等に訪問介護を派遣し、その費用を公費負担する。

このことにより、介護者負担を軽減するとともに、障害児（者）ご本人が地域で自立した生活をおくることを支援する。

(3) 実施主体

市町村

(4) 医療的ケア実施内容の範囲

健康保険法、介護保険法が対象とする訪問看護の内容と同様とする。

(例示) 食事に関すること：経管経鼻栄養法、胃ろう
呼吸に関すること：口腔鼻腔吸引、気管切開の管理
排泄に関すること：導尿、手圧排尿、摘便

その他

(5) 実施方法

市町村が訪問看護事業者と委託契約を締結することにより、障害者本人の通所先で医療的ケアを実施する。

※ 詳細は別添資料「医療的ケア支援事業実施要綱（案）」及び「契約書（案）」のとおり。

（参考）介護保険制度 訪問看護事業登録事業者の状況

利根沼田圏域内登録事業者 20事業所
（沼田市15 片品村1 川場村1 昭和村0 みなかみ町3）

(6) 障害者自立支援法における位置づけ

地域生活支援事業として実施。

財源 国2 4 県1/4 市町村1/4

(7) 事業費単価（案）について

1単位 = 30分

区 分	負担割合	1単位(30分)	2単位(60分)	3単位(90分)
市町村負担	9割	3,600円	7,200円	10,800円
利用者負担	1割	400円	800円	1,200円
計		4,000円	8,000円	12,000円

※ 通所先での処置に要する時間を単位とする。
交通費を含む金額とする。

(8) 費用負担（案）について

- ・ 市町村は、原則として事業費の9割を負担する。
（ただし、規定時間内の利用における費用に限る。）
- ・ 利用者は、次の金額を月額上限額として、事業費の原則1割を負担する。

月額負担上限額

区 分	世帯の取人状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得世帯	市町村民税非課税世帯	4,000円
中間所得世帯	市町村民税所得割16万円未満	8,000円
一定所得以上	市町村民税所得割16万円以上	なし

※ 「所得割16万円」については、「市町村障害福祉サービス利用給付金事業実施要綱」県準則の世帯区分から引用。

3 今後必要となる作業について

- ・ 各訪問介護事業者への周知と協力依頼
- ・ 各市町村の教育委員会への説明（学校内での事業実施について）
- ・ 医療機関・療育機関への説明（指示書の作成について）
- ・ 各市町村での要綱設置、予算確保

○ 補足説明資料

H19.11.22

利根沼田自立支援協議会特定課題会議（医療的ケア）

1 訪問看護の具体的な実施内容について

H19.9.14

講師：訪問看護事業者

講師から訪問看護は具体的にどう実施されているのかを説明していただいた。

- ・ 訪問看護の内容は大きく分けて、「食事」「呼吸」「排泄」のケアに分かれる。「食事」や「排泄」の関係はある程度時間が読めるが、「口腔鼻腔吸引（たんの吸引）」は時間が読めないので、訪問時間中に必要に応じて処置することになる。
- ・ 小児の場合、医師は入院中に小児を診ており、退院後に訪問看護が実施される。
- ・ 訪問看護で実施される内容は、医師から介護者に指導がされており、通常は介護者のみで実施できる。訪問介護の出番は、介護者の都合等で介護者が実施できない場合の代替が中心である。
- ・ 医療保険の場合、対象の時間は最長で90分までであり、1回いくらの単価である。30分以上であれば、90分までなら同じ単価である。90分を超えた場合は本人とステーションの契約であり、単価はステーションごとに異なってもかまわないことになっている。
- ・ 夜間対応もあり、ほぼ24時間対応ができる。（昼間は定期対応、夜間は不定期対応となるので、電話待ち）
- ・ 小児の場合、医師の往診はほとんど無い。老人の場合は、月1回程度医師が往診。医師の訪問は、医療保険対象であり診療報酬は外来と同程度。

2 学校における訪問看護について

H19.10.11

講師：教育事務所

要綱案では学校内での医療的ケア実施も想定しており、実際に受け入れが可能であるのか検証するため、教育事務所にご指導いただいた。

◎ 当事業の学校内での実施について

- ・ 法的には問題ない。保護者と訪問看護事業所の契約ができていれば、事業者が学校内に立ち入ることは可能。
- ・ 「清潔な場所」「生徒の学習時間」が確保されれば問題ない。

※ 「清潔な場所」については、一般的に保健室内が想定されるが、常時保健室の特定の場所を当該児童専用に使ってしまったとしても問題がないか。

→ 養護学校で県費負担で看護師派遣が行われているが、教室内で医療的ケアが行われている。

※ 「生徒の学習時間の確保」については、いつ医療的ケアを実施するかによって、生徒の履修単位確保に影響する。

☆ 生徒のプライバシーの確保、学習時間の確保のため、どこで何時おこなうことが妥当なのか。→要検討

◎ その他留意すべきこと

- ・ 「学校医」に了解を得ておく必要がある。
- ・ 市町村の各教委には各市町村から了解を得る必要がある。
- ・ 当要綱により、各学校に訪問看護が入ることについて、管内の各小中学校の了解を得る必要がある。（高校については、事例が出た段階で当該高校と協議）
→ どういった場面で学校に説明をして了解を得れば有効か。

3 その他の検討したポイント

(以下、QはH19.11.14特定課題会議の中での問題提起。Aは協議結果)

- 要綱について
 - Q 第5条の「3単位(90分)を上限とする」について、緊急的な理由で90分を超えるときの取り扱いは?
 - A 原則どおり、90分まで公費負担とし、それ以上の延長分の費用は本人負担とする。
- 指示書について
 - Q 健康保険、介護保険等と違い、法律に規定されていない訪問看護の指示書を書くことを医師が敬遠する可能性はないか。
 - A 医師から断られた場合は「書いてくれる医師」を受診してもらうしかない。障害児に指示書を書く可能性の高い医療機関には事前に了解を得ておく必要がある。
 - Q 指示書作成費用は本人負担とするか、公費負担とするか。
 - A 本人負担とする。
- 支給決定期間について
 - Q 支給決定期間は、指示書の有効期間内とすることでよいか。
 - A 指示書の有効期間を超えて支給決定することはできないと思料される。
 - ※ 軽微な指示変更は、看護ステーションが医師から「メモ的な様式」で指示を受ければ、利用者が何度も指示書を書いてもらうといった負担は軽減できる。
- 事業費単価(案)について
 - 介護保険事業費の単価を参考に提案したところ、事業者によって出来るところと出来ないところもあるかもしれない。事業者毎に了承が必要になるだろう。

(参考)

○ 医師法(昭和二十三年 法律第二百一号)

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

○ 保健師助産師看護師法(昭和二十三年 法律第二百三号)

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

42.195キロのフルマラソンを、 トップスピードで走り始めた「松本圏域」

長野県松本圏域

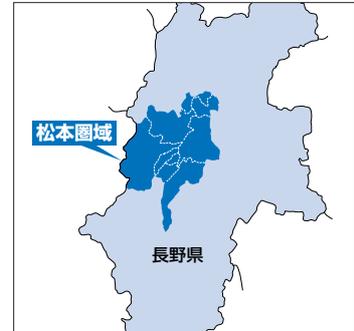
「現役引退後の第二のステージは、
松本平で」

都会の1ターン検索アクセスで、トップをうかがったこともある、松本市を中核とした、安曇野。

北アルプスを望みながら、数多くの美術館が点在し、中央にはミシュラン三ツ星の「松本城」が鎮座する。

松本圏域は、平成の合併で、3市1町5村となり、圏域人口としては、長野県で二番目に大きな、約44万人口を抱える圏域です。

構成市町村	人口
松本市	228,389
塩尻市	68,454
安曇野市	99,734
東筑摩郡波田町	15,191
東筑摩郡麻績村	3,160
東筑摩郡生坂村	2,103
東筑摩郡山形村	8,646
東筑摩郡朝日村	4,941
東筑摩郡筑北村	5,647
合計	436,265



お話し 児玉 典子（松本圏域障害者相談支援体制整備推進アドバイザー：NPO法人 ハートラインまつもと 事務局長）
高羽 優（波田町住民福祉課 主任：松本圏域相談支援体制検討プロジェクト リーダー）
升田 一博（筑北村保健福祉課 主任：松本圏域相談支援体制検討プロジェクト メンバー）
山田 基幸（長野県社会部障害者自立支援課自立支援係 主査）
聞き手 福岡 寿（本事業委員長）

(1) 魅力的な「安曇野」を擁する松本圏域

長野県の「障害福祉自立支援協議会」は圏域毎に設置されており、10の圏域ごとに配置された「障害者総合支援センター」が相談支援の中核となりながら、平成18年度より競うように、「自立支援協議会」を立ち上げてきました。

長野県では、「自立支援協議会」の前身となる「障害福祉圏域調整会議」が、長野県の主導で、平成10年度から圏域毎に立ち上がっており、そのモデルとなる、圏域内の関係市町村の集まりは、平成8年ごろより、「北信圏域」「上小圏域」でスタートしていました。

また、支援費制度スタートの頃には、現在の「自立支援協議会」の、まさに、モデルといえる「長野市障害福祉ネット」が長野圏域でスタートしていました。

こうした形で、長野県においては、地域の福祉に関わる関係機関が定期的集まって、協議を進めていくという、ある種の「文化」が既に醸成されていました。

そうした意味では、「松本圏域」は後発の圏域になります。

しかし、障害者自立支援法がスタートし、平成18年度に、各圏域が先を急ぐように「自立支援協議会」を立ち上げる過程においては、松本圏域の動きは秀逸であり、まさに、満を持しての協議会設置となっています。

(2) 松本圏域の売りと特色

～熱いハートの相談支援センターとエンジンとなる事務局体制

平成15年度より、長野県障害者自立支援課の専門員を5年間兼務させて頂き、県内を動いてきた筆者からみて、平成15年、「コロニー西駒郷」の「地域生活移行」の取り組みを長野県の全県でスタートした当時、松本圏域での反応は、格段俊敏なものとはいえませんでした。

グループホームの設置や相談支援体制、ホームヘルプサービスやレスパイトケアなどの在宅支援サービス等の資源面でも、十分とは言えず、むしろ、「松本圏域に、更に、入所型の施設を県の主導で設置してほしい」と

いう要望が強く寄せられていた状況でした。

松本圏域の動きが活発化したのは、やはり、平成16年秋に全県に配置された、県主導の、「障害者総合支援センター」のもと、コーディネーター、相談支援専門員の動きが顕在化して以降と言えます。

「松本圏域障害者総合支援センター」のコーディネーターたちが、他圏域のコーディネーターと呼応し、地域における相談支援の妙味に気づき、会得して行ったプロセスが、平成18年度「松本障害保健福祉圏域自立支援協議会」立上げの下地となっています。

①「総合支援センター」の圏域内の行脚

「障害者自立支援協議会」の実施主体は、市町村です。

しかし、様々な「協議会」が林立する中、行政主導で、「障害福祉」に関わる「協議会」を積極的に推し進めていくという自治体は稀です。

待っていても、「自立支援協議会」は姿を現しません。

とりわけ、長野県では、前身となる、県主導の「障害福祉圏域調整会議」との兼ね合いから、「自立支援協議会」の立上げをどこが主導するのか、県なのか、市町村なのか、こうした、様子見の風景もありました。

そうした中で、松本圏域では、「障害者総合支援センター」の相談支援専門員が、立上げに向け、圏域内の関係機関・市町村をくまなく回り、その必要性や、協議会のイメージを共有化したり、アンケート調査などを進めた経過があります。

こうした意味では、「障害者総合支援センター」の相談支援専門員の足を使っての動きが、いち早い、「自立支援協議会」スタートにつながったといえます。

そうした背景もあり、当初の部会活動は、圏域の課題を熟知している相談支援専門員が部会長となって、会議をリードしていく形となりました。

②専任体制で、事務局を配置できた

参考資料の「平成20年度松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営について」を一覧すると、おびただしい数の部会・会議が開催されています。

「自立支援協議会」「幹事会」「専門部会・プロジェクト」「研修」「センター連絡会議」の会議開催の延べ回数は、年間70回を越えています。

会議に向けての調整・資料作成・議事録の作成等々を含めると、ほぼ、毎日、自立支援協議会運営のための業務が行われていることが推測されます。

こうした動きを日常にしていくためには、事務局機能の充実が必須です。

松本圏域9市町村が、自立支援協議会立上げの際に、予算を持ち寄り、専任の事務局職員を確保したことが、その後の活動のエンジンとなっています。

当初、事務局を市町村持ち寄りで行うか、中核となる松本市に任せるか、様々な議論の中で、「事務局に予算をかけるべき」という結論から、圏域の中核となる法人に事務局運営を委託したことにより、一貫した、継続的協議会運営が可能となりました。

専門部会が様々な取り組みを展開する中で、

- ・ 「精神の就労定着のための本人活動チームの発足」（就労部会）
- ・ 「療育システムの構築と療育センター構想」
- ・ 「官公庁における障害者の就労についての検討」
- ・ 「ケアマネジメント普及事業の提起・実践」
- ・ 「精神居宅介護事業所連絡会の定例化」

等々、様々な検討や提案が具体化していくためには、会議で議論された内容をその場で終わらせることなく、次の展開につなげていく取り組みが必要です。

松本圏域は、そのために、事務局が戦略的に稼動した圏域であるといえます。

③「気軽に普段使いのアドバイザー」としての、児玉アドバイザーの存在

松本圏域の児玉アドバイザーは、あたかも、フルマラソンを全速力で走り続けようとするランナーの伴走者のように、取り組みが前のめりになりかけている時、息が上がりそうな時、取り組みが一点凝視になりかけて、煮詰まりそうな時等、勘所を押さえながら、適切な助言をしたり、水を差し入れたり、次の走る方向を指し示したりという、まさに、アドバイザーとしての調整機能を発揮されています。

資料の「障害者相談支援体制整備推進アドバイザー活動報告書」（8月分）によると、この月は、課長との打ち合わせから、部会会議、プロジェクトチーム会議、様々な連絡会など、実日数で14日のアドバイザーの勤務をしています。

「気軽に普段使いのアドバイザーとして、お使い下さい」という、当初の宣言どおり、様々な場に声がかかり、定例の会議のみならず、相談センターの事例検討会や、虐待などの困難事例についての個別支援会議などにも参加しています。

児玉アドバイザーからのヒアリングでは、相談支援事業を市町村から受託している、「受託法人委員会」で、委託費の値上げが主要課題として提案され、それに対して、市町村が相談業務の費用対効果を見たいと提案し、両者が対峙する場面が一定期間続いた時が、両者の立場を調整したり、こうした議論をより良い方向に向けていくために、もっともエネルギーを費やしたということです。

児玉アドバイザーは、長く、長野県職員として、様々な福祉畑を経験し、数多くのケースワーク業務をこなしてきたという経歴を持っています。県職員退職後は、精神障害者の生活支援としてNPO法人「ハートラインまつもと」の事務局長として活躍しています。

「忙しい時には、『ハートラインまつもと』の業務そっちのりで、アドバイザー業務に専念する月もあった」と話されていました。

当事者・行政・事業所間であって、それぞれの立場や考え、流儀を熟知して相互の調整をし、次の展開を提案できるという点では、アドバイザーとしての資質を議論する時には一つのモデルとなるのではないかと思います。

④市町村との協働の深まりと施策への反映の動き

当初、「障害者総合支援センター」の相談支援専門員が部会のリーダーになる形で、議論を引っ張っていった経過から、現在は、市町村が協議会の議論や提言を生かして、提案を施策化したり、庁内連携を図る動きが顕著になってきています。

レスパイト部会の協議が生かされて、「障害児放課後支援」が事業としてスタートしたり、「移動支援事業」の単価の見直しを、市町村で統一的去うように議論されるなどしています。

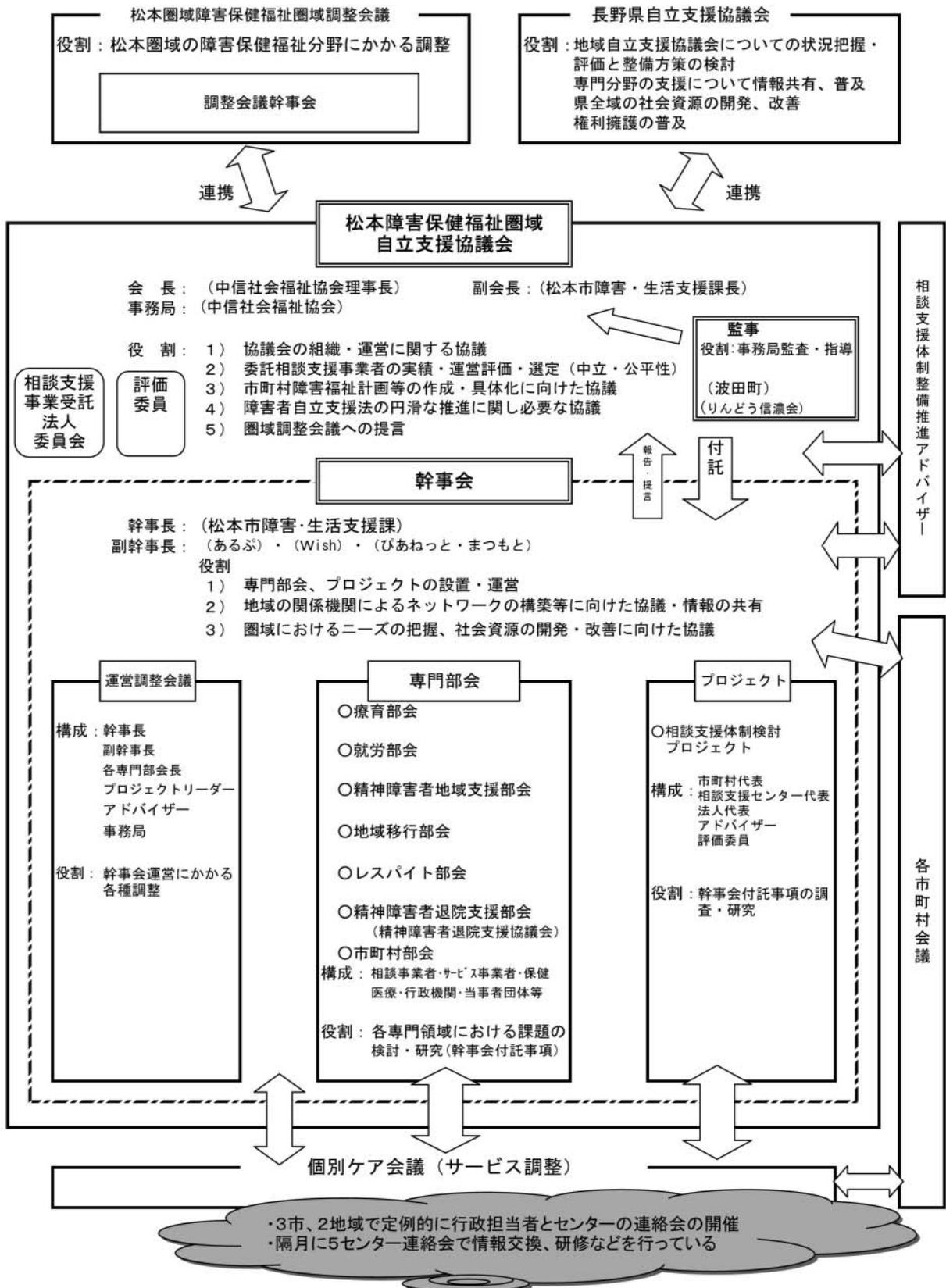
また、松本圏域のある市の担当者の方は、「合併事務と時期が重なる中で、戸惑うことばかりだったが、自立支援協議会を通じて、様々な実情や関係機関との連携が見えてくる中で、当初、お客さんの的であったが、ますます、協議会の重要性がわかってきた、これは、まさに、お見合いからデートへのプロセスに似ている」と話されていました。

また、部会では、先進地視察も取り組み、市町村のバスをチャーターして、神奈川の海老名市や飯田市に療育システムの視察にバスツアーで出かけたり、レスパイト部会では、長野市の取り組みの視察に出向いたり、その際のお礼に、事業所のクッキーなどを持参していくなど、相互の連携や認識がより深まる取り組みをしているということでした。

松本圏域でのヒアリングから、単に、協議会の場で議論することに留まらず、関係機関同士が、活動をともにする中で、育ち、強化されていく連携も多いことを教えてもらいました。

<松本障害保健福祉圏域自立支援協議会イメージ図>

平成20年6月30日



平成20年度松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営について

月	自立支援協議会	幹事会（全体）	専門部会・プロジェクト	機能強化事業 受託法人	センター 連絡会議
4				4/16・22 相談支援従事 者初任者研修	4/24 13:30～ (燦メンタルクラブ) 合庁205会議室
5	5/13 受託法人委員会兼 市町村懇談会	5/29 第7回 13:30～ 西駒郷の地域生活移行の現状について 幹事会組織の役員の交替について 相談支援事業のあり方について 部会報告・相談支援センター報告 その他	5/9 相談支援体制検討プロジェクト 5/15 療育部会 5/21 療育部会 アンケート班 5/29 市町村部会 5/31 就労部会 定着支援 T		
6	6/25 協議会 13:30～ 役員の退任について 協議会設置要綱の一部変更について 副会長の選出について 評価委員選出について 受託法人委員会提言書について 幹事会報告・19年度センター巡回評価報告 事務局監査報告 その他		6/19 地域移行部会 アンケート分析チーム		6/26 13:30～ (Wish) 合庁205会議室
7		7/30 第8回 13:30～ 相談支援体制検討プロジェクト報告 移動支援に関する検討事項について 市町村障害福祉計画・障害者計画について 精神障害者地域支援部会への付託内容について (精神障害者退院支援部会報告) 部会報告 相談支援センター報告 その他	7/3 相談支援体制検討プロジェクト 7/4 レスパイト部会 7/14 療育部会 アンケート班 7/16 レスパイト部会 医ケア支援 T 7/16 地域移行部会 アンケート分析 T 7/18 精神障害者退院支援部会 7/23 就労部会 7/24 地域移行部会 7/30 市町村部会		
8	8/5 受託法人委員会		8/6 精神障害者地域支援部会 8/8 療育部会 アンケート班 8/12 就労部会 定着支援 T 8/12 療育部会 提言班 8/19 就労部会 企業開拓 T 8/21 療育部会 8/25 レスパイト部会 自立サポート支援 T 8/27 相談支援体制検討プロジェクト 8/27 就労部会 職業準備チーム 8/28 地域移行部会 アンケート分析 T		8/20 13:30～ (びあねっと) 合庁502会議室
9	9/2 受託法人委員会		9/11 就労部会 定着支援 T 9/12 相談支援体制検討プロジェクト 9/17 地域移行部会 9/17 療育部会 提言班 9/18 精神障害者地域支援部会 ケアマネジメント T 9/19 レスパイト部会 医ケア支援 T 9/26 レスパイト部会 9/30 市町村部会		
10	10/29 第6回協議会 13:30～ 平成21年度の相談支援体制について 塩尻市への支援センターの設置について 受託法人委員会の解散について 平成21年度の代表法人選出方法について 幹事会報告・前期センター巡回評価報告 事務局監査報告 その他	10/16 第9回幹事会 13:30～ ・療育システムの構築と療育センターの 設置について (療育部会) ・定着支援における本人活動について (就労部会) ・精神障害者地域生活支援のためのケア マネジメントの普及について (精神障害者地域支援部会) ・次年度からの相談支援体制について ①圏域委託の変更について ②塩尻市への相談支援センター設置につ いて ・部会報告 相談支援センター報告 その他	10/2 就労部会 10/30 精神障害者地域支援部会 憩いの家 T		10/22 10:00～ (あるぶ) あるぶ
11			11/6 療育部会 11/11 相談支援体制検討プロジェクト 11/18 レスパイト部会 自立サポート支援 T 11/19 精神障害者地域支援部会 援護寮 T 11/27 就労部会 職業準備 T		
12			12/3 精神障害者地域支援部会 12/16 就労部会 12/25 レスパイト部会		12/15 10:00～ (あいあい) 合庁202会議室
1		1/29 第10回幹事会 ・「地域療育システムを構築するための 要望書」について (療育部会) ・「市町村障害福祉計画」について ・幹事会組織のあり方について ①幹事会の運営方法について ②平成21年度からの幹事会構成員について ③平成21年度自立支援協議会のスケジ ュールについて ・部会報告・相談支援センター報告 その他	1/13 就労部会 定着支援 T 1/15 相談支援体制検討プロジェクト 1/20 精神障害者退院支援部会 1/21 精神障害者地域支援部会 援護寮 T		
2	2/10 第7回協議会 会長・副会長・監事選出 次年度の協議会構成員について 次年度の協議会運営予定について 地域療育システムを構築するための県へ の要望書について 障害福祉計画 松本圏域ビジョンについて その他		2/2 就労部会 企業開拓 T 2/4 就労部会 職業準備 T 2/5 療育部会 2/6 精神障害者地域支援部会 憩いの家 T 2/17 相談支援体制検討プロジェクト 2/23 就労部会 2/27 地域移行部会		2/16 10:00～ (燦メンタルクラブ) 合庁203会議室
3			3/4 精神障害者地域支援部会 3/6 レスパイト部会 3/18 相談支援体制検討プロジェクト (予定)		

様式第1号

障害者相談支援体制整備推進アドバイザー活動報告書

担当圏域:松本

アドバイザー氏名:児玉 典子

8月分

日	勤務時間	確認印	活動内容	主な支援のポイント
4日	13時00分～ 15時00分 (2:00)		松本市障害生活支援課長との 打合せ	受託法人委員会からの委託料値上げ要望に関連して、今後の相談支援事業のあり方について意見交換。特に委託内容、評価方法、市町村との役割分担などを今後の課題として。滋賀県の取り組みなどを紹介し、来年度に向けての課題を提起した。
6日	9時45分～ 12時00分 (2:15)		相談支援センター代表者会議	幹事会での論議も踏まえて、市町村に相談支援情報を伝え、市町村のニーズに応える体制整備について協議。Wishより相談支援の状況を市町村に伝えるフォーマットの提起、相談支援専門員を中心に8月から実施予定として合意。市町村のニーズを理解し、連携してセンター業務を共有できるよう実務の打合せを行う。
6日	13時00分～ 16時00分 (3:00)		精神障害者地域支援部会	居宅介護事業所連絡会、就労支援事業所連絡会が独自に課題論議を進める体制が整って来た為、今年度は、①援護寮の役割について②サービス利用計画と精神障害者支援のケアマネの定着のためにシステムの検討の2課題に取り組むことになった。
8日	9時30分～ 12時30分 (3:00)		退院支援事業打合せ	中心エリアが二人体制になり3ヶ月、退院支援ケースが多くなる中で、Coのエリア全体の把握と効果的な取り組み、退院支援の基本的な取り組み方、シンボなどについて打合せ、諏訪アドバイザーも交えて協議。地域担当、相談受理後のケア会議の進め方などについても提起。
8日	15時30分～ 18時30分 (3:00)		療育部会アンケートチーム会	圏域全体で約90の回答があった療育センターに期待する意見をまとめた。地域の期待は大きく、発達障害児への支援と重症児の支援があり、療育相談のセンターが必要ということが浮き彫りになった。療育部会にてセンター構想と合わせて活用することを確認。
12日	9時30分～ 12時30分 (3:00)		圏域南部3町村連絡会	前回の連絡会において児童館が発達障害児の受入に難色を示していることが問題とされたことを受けて取り組み方について協議。児童館の現場に入りスタッフの相談に乗りながら3町村の合同研修会を目標に療育Coが対応していくことなど方針を決めた。

日	勤務時間	確認印	活動内容	主な支援のポイント
12日	13時00分～ 15時30分まで (2:30)		就労支援部会 定着支援チーム会議	精神を中心にした就労定着支援のための3回の活動を総括し、来年度にむけて施策提言を検討した。活動は、徐々に着実に成果をあげて来ている。スタッフ体制、専門職の配置などを計画し、予算も含めた施策を次回幹事会までに提言とする予定。
12日	17時45分～ 21時15分 (3:30)		療育部会提言チーム会議	提言チームは行政(松本市安曇野市)と療育C○、こども病院医師、スタッフなど。療育センターの実現にむけて具体化の論議と圏域内の療育センター構想をまとめた。2市がどのように施策化するか、県の役割は何かなどが重要。
20日	9時30分～ 12時00分 (2:30)		相談支援センター連絡会議	サービス利用計画の実際について研修。サービス利用計画を作成しているC○より実践例の報告。センター連絡会の担当者の準備不足のため内容は不十分。後半はアドバイザーとして会議を引っ張ることになる。
20日	15時00分～ 17時30分 (2:30)		精神障害者地域支援部会 就労支援事業所部会	自立支援法による移行が全体をして進んでいない。また、事業所格差もあるが、移行計画も具体化されていない。精神の就労支援についても「精神の人は楽がいい、お金はほしい」と否定的に捉える意見も見られ、現場で精神障害に人に理解がまだまだ進んでいないことも見られた。働きたいという想いをどのように受け止め、どんな支援を準備すべきかなどについて更なる論議をすすめるよう助言。
21日	13時00分～ 16時00分 (3:00)		療育部会	療育センターにかかわる地域のニーズを把握するアンケート、療育センター設置にむけて具体的な提言という二つの課題を取り組んだチームからのまとめを論議した。特に設置にむけての構想のまとめをコーディネーターと行う。県の役割を期待する声が寄せられたが、県は療育に対する施策方針が曖昧。圏域として県にも提言、要望を上げていくことになるだろう。
27日	9時30分～ 12時00分 (2:30)		相談支援体制 検討プロジェクト会議	来年度にむけて塩尻市にセンター設置を具体化した。びあねつとのセンターとしての役割返上の提案を受け協議。ピアカウンセリングの業務の進め方にも問題提起。相談センターの相談力、職員の資質などの課題もあり、センター全体が力をつけていく論議が必要。
27日	14時00分～ 15時00分 (1:00)		精神障害者居宅介護事業所 連絡会	精神障害の方のヘルパー事業所がケアマネ担当者がいることで支援体制が効果を挙げている事例を中心に検討。退院前の病院のアセスメントの充実、市町村の担当者によるサービス利用計画の作成など浮き彫りになった。他に利用キャンセルの多い精神障害者の場合事業所はどのように取り組んだらいいかも協議。
28日	9時30分～ 12時30分 (3:00)		地域移行部会 アンケートチーム会議	地域生活移行のニーズ把握として取り組まれたアンケートのまとめを行う。地域生活をイメージできる情報を持っている障害者とそうでない障害者の層の二極がある。福祉計画に反映させるためまとめを協議会に提出準備する。

窓口一覧

相談支援センター	住所	電話	FAX	メールアドレス
① 松本圏域障害者相談支援センター あいあい	松本市刈谷町159-1	64-1161	64-4400	center-aii@ymml.plala.or.jp
② 松本圏域障害者相談支援センター あるぶ	安曇野市豊科4109-1	73-4664	73-2265	alp@violet.plala.or.jp
③ 松本圏域障害者相談支援センター Wish	松本市双葉4-8	26-1313	26-2345	wish@po.mcci.or.jp
④ 松本圏域障害者相談支援センター 燐メンタルクラブ	松本市旭西11-2	39-4624	39-4625	sun@shironishi.or.jp
⑤ 松本圏域障害者相談支援センター びあねつ・まつもと	松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター1階	27-7211	29-5020	planet21@avis.ne.jp

松本圏域 地域で いきいき

障害者相談支援のごまんない

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会
【事務局】〒390-1702 松本市神川村2288-3 中楯社会福祉協会内
電話：0263-78-7203 FAX：0263-78-7204
e-mail: kyougikai@comet.ocn.ne.jp
URL: http://www.jiritsusienkyougikai.or.jp

行政機関(県)	住所	電話	FAX	行政機関(市町村)	住所	電話	FAX
① 松本(新)福祉事務所	松本市品川1001	40-1913	40-1909	① 松本市 障害・生活支援課	松本市品川1001	40-1913	40-1909
② 松本保健所	松本市品川1001	40-1938	47-9229	② 松本市 障害・生活支援課	松本市品川1001	40-1913	40-1909
③ 松本保健所 安曇野支所	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	③ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730
行政機関(市町村)				④ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730
⑤ 松本市 障害・生活支援課	松本市品川1001	40-1913	40-1909	⑤ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730
⑥ 松本市 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑥ 松本市 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑦ 安曇野支所 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑦ 安曇野支所 健康福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730
⑧ 安曇野支所 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑧ 安曇野支所 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730
⑨ 松本市 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑨ 松本市 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑩ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑩ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑪ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑪ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑫ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑫ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑬ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑬ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑭ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑭ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑮ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑮ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑯ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑯ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑰ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑰ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑱ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑱ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑲ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑲ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑳ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑳ 松本市 福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229

障害者相談支援事業のごまんない

●相談は無料です。
●個人の秘密は守ります。

わたしたちがお手伝いします。

障害者相談支援センター

総合相談支援
生活支援・居住支援

精神障害者退院支援

一人暮らししたい!!

就労

仕事をしたい
うまく働きたい

療育

子どもの成長や将来が不安
仲間がほしい

健康

健康管理が心配!

退院後

退院後の暮らし、いろいろ...

ピアカウンセリング

自分らしく暮らしたい

福祉サービス

福祉サービスを知りたい

障害者相談支援事業 相談の流れ

相談したいこと、不安なこと...
相談員があなたの話を聞きながら...
市町村・病院など、関係機関と連携をとりながら、チームで支援を行います。
各種手続きや分からないこと、不安なこと。一緒に考え、解決するお手伝いをします。

相談支援センター
ハローワーク
保健所
学校
病院
地域
市町村役場
福祉施設

あなたが安心できるまで、支援を続けます。

現場発！ シンプルで柔軟な自立支援協議会成長記

愛知県豊田市

- ・面積：918.47平方キロメートル（愛知県全体の17.8%、県内最大）
- ・人口：422,865人（平成21年4月1日現在）
- ・世帯数：164,040世帯（ // ）
- ・身体障害者手帳所持者数：11,917人（ // ）
- ・療育手帳所持者数：2,251人（ // ）
- ・精神保健福祉手帳所持者数：1,416人（平成21年3月31日現在）



お話し 石川 直美（豊田市福祉保健部障がい福祉課 係長）
松村 健一（豊田市社会福祉協議会 地域福祉サービスセンター 相談担当副主幹）
聞き手 高森 裕子（本事業委員）

（1）豊田市の概況と地域自立支援協議会の萌芽

①市勢の概況

豊田市は、製造品出荷額全国1位を誇る「クルマのまち」でありながら、森林をはじめとする豊かな自然にも恵まれた、人口42万人の中核市です。平成17年4月に西加茂郡藤岡町・小原村・東加茂郡足助町・下山村・旭町・稲武町と合併してからは、市域が県内最大の918.47km²となり、26ある中学校区で高齢化率が11.5%から38.4%と大きな開きが生じるなど、行政ではこれまで以上に地域の実態に即した幅広い福祉課題への対応が求められるようになりました。

②自立支援法以前の「サービス検討会議」と「ネットワーク事業」の取り組み

さて、豊田市では、合併前の旧市において、自立支援法が施行される以前から、障害者の相談支援に関する独自の体制を構築していました。

平成15年度から始まった支援費制度のなかで支給決定プロセスを透明化するために、サービス利用を申請する全ての人に対して年1回「サービス利用意向訪問調査」を実施し、その結果をふまえてサービス支給量を検討する「身体障がい者・知的障がい者・障がい児サービス検討会議」（以下、「サービス検討会議」）を月2回開催していたのです。

「サービス検討会議」には、行政の担当職員や訪問調査員だけでなく、民間の相談支援事業者や施設関係者も参加しています。このような会議に民間事業者が参加することで、支給決定に客観性を持たせることができ、事業者は行政施策の仕組みやサービス提供のルール等について共通理解をもつことができるようになりました。会議を重ねる中で、これまで目の前の一人の人を支援する視点に限定されがちだった民間事業者が、「地域にはサービスの量や一部拡大だけでは解決しない課題がたくさんある。広い視点で支援を組み立てなければならない」ということに気付き始めたのも大きな成果です。

一方、支給決定プロセスの透明化とあわせて、障害者の総合的な相談支援体制を整備するために、ほぼ同時期から「障がい者就労・生活支援ネットワーク事業」（以下、「ネットワーク事業」）が立ち上がりました。このネットワークには、市町村障害者生活支援事業、知的障害者生活支援事業、精神障害者地域生活支援事業、地域療育等支援事業、地域福祉サービスセンター事業（愛知県の単独事業）を受託する社会福祉法人と市内のNPO法人から13の相談支援事業者が参加し、定期的に行政事業の紹介や勉強会を行いました。相談支援事業者の担当者が定期的に顔を合わせて顔見知りになれたことをきっかけに、行政が関係者を召集する形でケース検

討会（個別支援会議）が年10件程度開催されるようになりました。しかし、この段階で、ネットワークの参加者はどうしても自分が直面している個別課題の解決を求めがちで、個別支援から地域支援への発想の転換が難しかったため、ネットワークで発見された地域の課題について具体的な解決に向けて協議するところまでは至りませんでした。

(2) 豊田市の地域自立支援協議会の特色

①会議を形骸化させないためにシンプルな構造からスタート

自立支援法以前からの旧市での「サービス検討会議」と「ネットワーク事業」の取組みは、相談支援事業者を中心とした障害福祉サービス事業者全体の人のつながり、障害福祉の制度やサービスについての共通認識を育む効果がありました。しかし、当初のねらいであった、個別支援について考える「サービス検討会議」から見えてくる地域の課題を「ネットワーク事業」につないで解決するという、2つの取組みの効果的な連動には至らず、これらの取組みにかかわる会議は、スタートから3年を経て形骸化のおそれが出てきました。こうした状況の中で自立支援法が施行され、平成18年度に自立支援協議会設立のための準備会が設置されました。

準備会には、行政のほか「ネットワーク事業」に参加してきた相談支援事業所の管理者・ワーカーが出席し、これまでの取組みの成功と失敗を振り返りながら新しい自立支援協議会をどうつくっていくか、検討しました。その結果、「自立支援協議会は行政からも事業者からも独立した協議体として、相談支援事業者が主体的に自律した形で運営する」という方針が確認され、最優先課題は「障害がある人の社会生活力を高める相談支援の機能強化」と設定されました。

そして、会議は形式を優先すると形骸化するという危機感から、はじめから障害別、課題別、地域別等のたくさんの専門部会は設置せず、まずは根幹となる体制づくりに注力すべく「運営会議」と「担当者会議」を置き、その下にこれまでの取組みを継承した「サービス検討会議」と「個別支援会議」だけを設置するシンプルな構造にしました。これは全国の多くの市町村と異なる豊田市の特徴で、シンプルであるがゆえに現場の経験や課題を地域全体での協議に反映させるボトムアップのルートを明確にすることができました。

②公民協働で柔軟にステップアップ

このようにシンプルな協議体からスタートした豊田市の自立支援協議会は、その後、体制運用の中で明らかになった課題に柔軟に対応しながら、ステップアップを続けています。

自立支援協議会（「運営会議」と「担当者会議」の合同会議）では、立ち上げ当初から情報の発信と共有に力を入れ、参加する関係機関が障害福祉の制度や地域資源を体系的に理解できるよう配慮しました。特に、情報は行政から一方的に提供するのではなく、どんな情報を共有する必要があるかという出発点から参加者同士で話し合い、多分野・多職種の参加者それぞれが自分たちのもつ情報を発信するよう仕掛けたので、参加者全体に「自分は協議会を構成し主体的に参加しなければならないメンバーである」という当事者意識とそれぞれが障害者の生活支援のために自らの守備範囲を超えて歩み寄ろうという意欲が生まれてきました。

しかし、この自立支援協議会が円滑にスタートできた裏側で、その事務局機能を担っていた唯一の部会「課題検討部会」メンバーには事務負担が集中しました。この部会のメンバーは4つの委託相談支援事業所のワーカーでしたが、「担当者会議」の運営、「サービス検討会議」の検討事例抽出・意見集約等を一手に引き受けていたため、本来の相談支援業務にも支障をきたすようになったのです。また、「自立支援協議会は相談支援事業者が主体的に自律した形で運営する」という基本方針で取組みを進める中で、自立支援協議会が相談支援事業者の閉鎖的なネットワークになってしまうのではないかという危惧も出てきました。

そこで、平成20年度からは、「担当者会議」に参加する相談支援事業所全てにワーカー1人分の委託費を確保し、これまで「課題検討部会」メンバーだけで担当していた「サービス検討会議」の取りまとめを分担することで、より多くの相談支援事業者が自立支援協議会の運営に中核となってかかわる体制を作りました。また、「サービス検討会議」にサービス提供事業者を積極的に引き入れ、より多くの機関に自立支援協議会に関わって

もらえるよう工夫しました。

こうして、少しずつ自立支援協議会の運営を中核となって担う相談支援事業者を増やし、協議会のメンバーも民間事業者へと拡大することで協議会の根幹が固まってきました。その意味で、平成20年度までの豊田市自立支援協議会の歩みは、その全体が自立支援協議会の設計・準備期間だったといえるかもしれません。そして、平成21年度は、いよいよ地域の課題を具体的に解決するための本格稼働の時期に入ります。その第一歩として、従来から重点課題として取り上げられ、集中的に協議する場が必要であるという声が強かった「就労支援」領域について専門部会を設置する予定です。また、就労支援以外で専門部会を立ち上げる段階にまで成熟していないものの集中的に協議すべきと思われるテーマが出てきた場合は、まずプロジェクト的なワーキンググループを立ち上げ、必要に応じて専門部会に発展させ正式に協議会の組織として位置づけるという方針が確認されました。

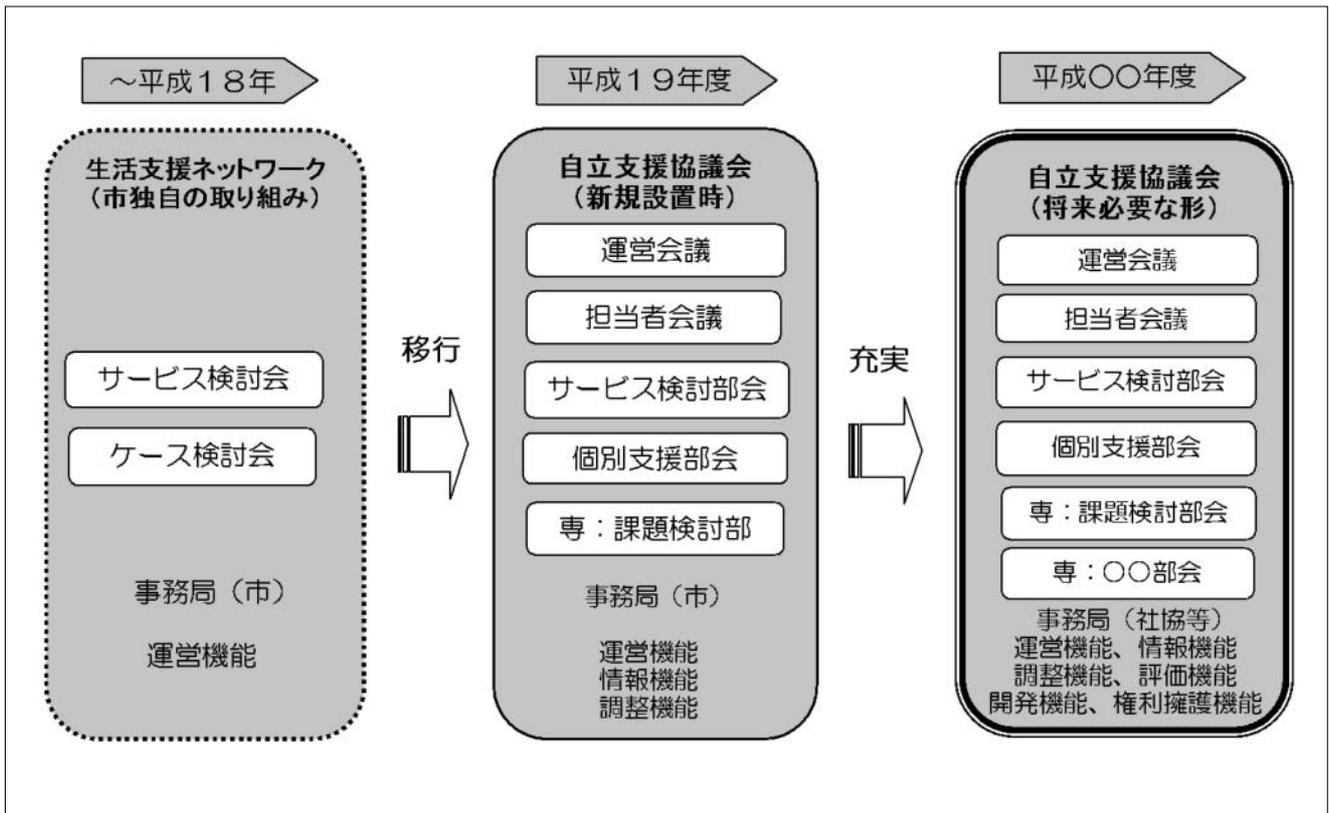
③アドバイザーのかかわりと担い手である「人づくり」

それでは、こうした取組みの中でアドバイザーはどのような役割を果たしていたのでしょうか。豊田市のアドバイザーは、これらの取組みを中核となって進めてきた委託相談支援事業者のうちの1人が務めています。圏域アドバイザーの活動エリアと豊田市の市域がほぼ一致していることもあり、アドバイザーは豊田市の関係者にとって「外から来た助言者」ではなく、一緒に取組みを進める仲間であり、全ての会議に当事者の一人として参画し、関係者を牽引してくれる頼もしいリーダー的存在です。

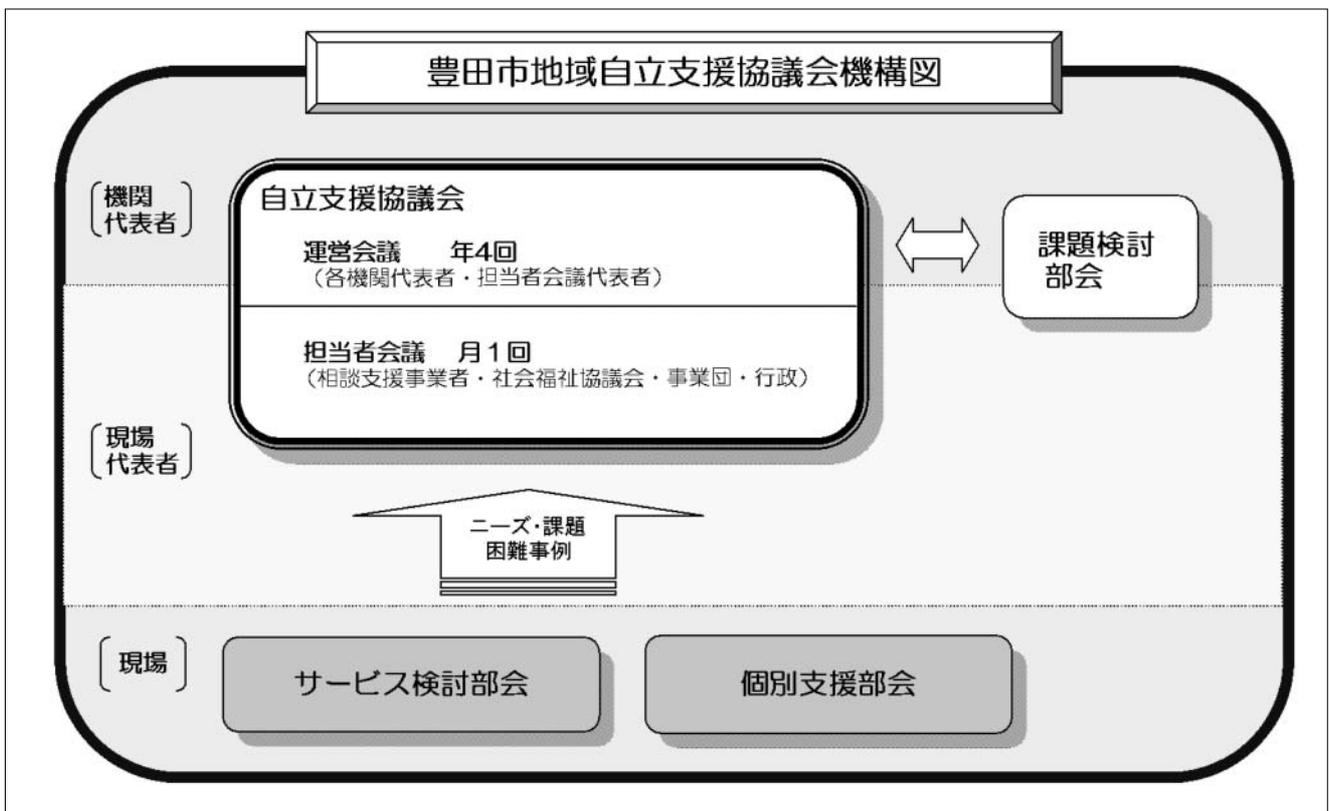
これまでの豊田市の取組みの主な担い手は、アドバイザーを中心とした相談支援事業者と行政の担当者でした。そのつながりが少しずつ深まるとともに、自立支援協議会の場を通じてサービス提供事業者等にも広がることで、取組みも深化してきたといえます。今後、この取組みを持続的に発展させていくためには、今のメンバーがさらに資質を高めることとあわせ、新たな担い手も育てていく必要があります。

このため、平成20年度に豊田市では、支援費制度以降の相談支援体制の整備、地域自立支援協議会の立ち上げから現在に至るまでの取組み経緯や組織の発展プロセス、その背景に流れる基本コンセプト等を、これまで取組みの中心となってきた関係者でまとめ、次世代に引継ぐとともに、市民にも広く知ってもらうためのマニュアルとして刊行することにしました。地域の取組みを定期的に振り返り明確に言語化して、これまで取組みにかかわってきた担当者や機関以外にも分かりやすく理解してもらう取組みは、業務繁忙のなかで取り組むにはややハードルの高い内容かもしれません。しかし、自立支援協議会をともにつくり支えていく仲間を増やしていくためにぜひ参考にしたい取組みです。

豊田市自立支援協議会のこれまでの一つ一つの取組みを見ていくと、大きな予算がかかるものはありません。また、相談支援事業者を中心とした現場発、現実に即した取組みで、丁寧に時間をかけ、無理なく自然体でその時々のできることを積み重ねてきた歩みといえます。今後も、自立支援協議会は、運営の中で生じてくるその時々課題に応じて柔軟にその枠組みを変え、地域のさまざまな主体を新たな担い手として育て、取り込みながら、有機的に発展していくことでしょう。平成21年度からの本格稼働の中で、どのような新しい形に成長していくのか、楽しみに見守りたいところです。

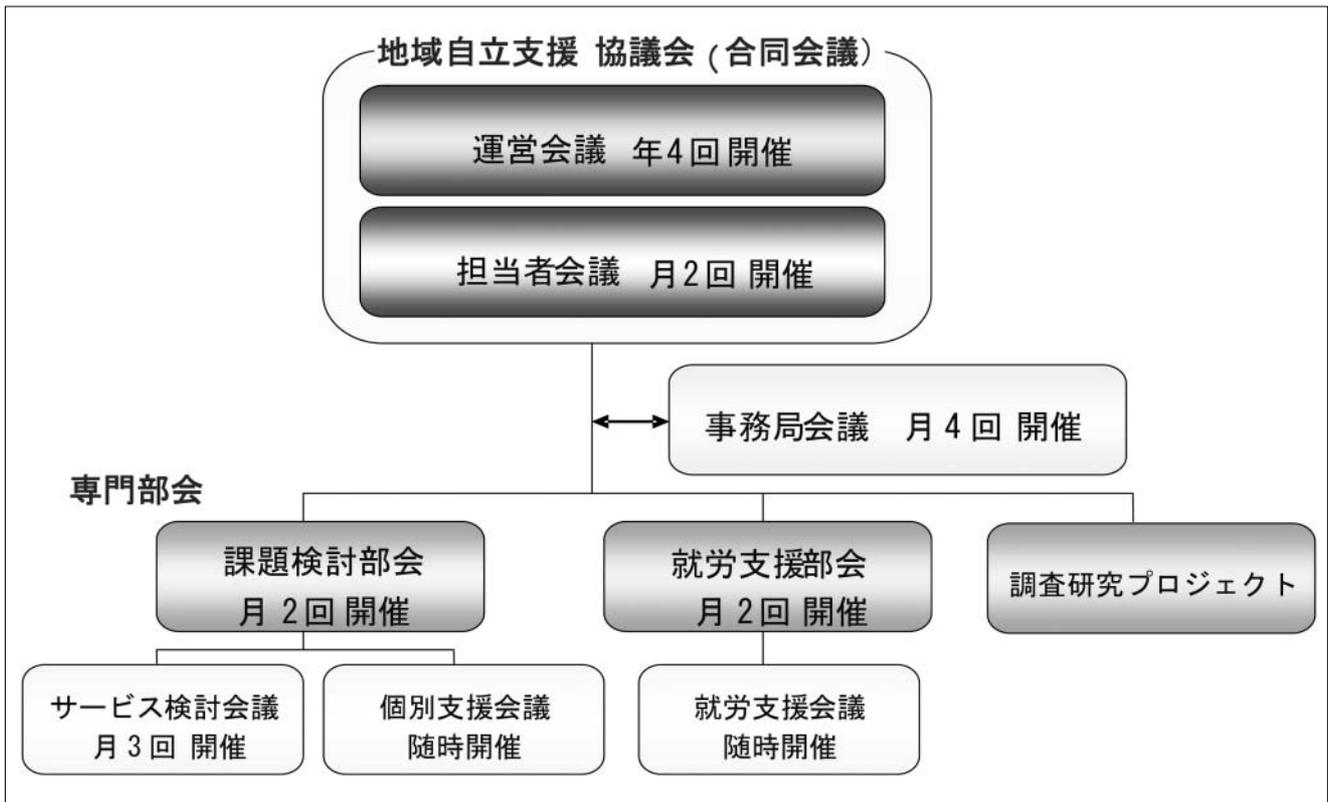


図表：豊田市の地域自立支援協議会のステップアップ構想



図表：豊田市の自立支援協議会のステップアップの経過

■平成19年11月（設置当初）：根幹となる体制づくりに重点を置いたシンプルな協議体



■平成21年4月（予定）：検討経過を踏まえた協議体の再編

運営会議	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の代表者レベルを中心に構成 相談支援事業者、サービス提供事業者、養護学校、ハローワーク、障がい者相談員、当事者団体、地域支援者、行政、学識経験者、一般企業、特例子会社 「担当者会議」や「専門部会」からの報告や提案を受けて、協議会としての意思決定を行う場
担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援ワーカー、圏域アドバイザー、学識経験者で構成 相談支援の活動報告の場であるとともに、「個別支援会議」や「サービス検討会議」あるいは各部会から提出された地域課題を集約し、具体的に協議して「運営会議」へ報告・提案する役割を担う
事務局会議	<ul style="list-style-type: none"> 運営会議代表、担当者会議代表、各部会の部会長と行政担当で構成
専門部会	<ul style="list-style-type: none"> 「担当者会議」のメンバーを中心に、必要に応じてその他の関係機関から随時招集 テーマごとに集中的・専門的に実務者レベルで協議する場 「課題検討部会」：相談支援事業から見てきた課題を全般的に扱う部会、「サービス検討会議」と「個別支援会議」を取りまとめる役割 「就労支援部会」：「担当者会議」のメンバーを中心に、必要に応じてその他の関係機関から随時招集、就労に関するシステムを扱う部会
サービス検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 当該月に障がい福祉サービスの利用申請のあった全ケースを3合議体に分けて、支給決定の妥当性や検討すべき課題の有無について協議 認定の難しいケース、個別支援会議を経たケース、ワーカーの介入が必要なケースは、担当者会議（情報共有・分析・地域課題の集約の場）へ引き継ぐ メンバーは相談支援事業者、サービス事業者で、この会議に参加することで相談支援との連続性を意識した
個別支援会議	<ul style="list-style-type: none"> 行政、支援者等必要性を感じたものが所定の書式をもって開催依頼 状況、開催趣旨、依頼機関を示す 緊急時には、書式なく行政、社協、課題検討部会メンバーの最低三者で協議

※参考資料：「自立支援協議会のすすめ～豊田市地域自立支援協議会のステップアップの軌跡～」(平成21年3月、豊田市)

裾野の拡大と事業所の横連携で 相談支援の地域力を向上させる

山口県周南市

- ・総面積 656,13平方km【東西約37km、南北約39km】
- ・人口 154,070人（平成21年1月31日現在）
- ・世帯数 67,006世帯（同）

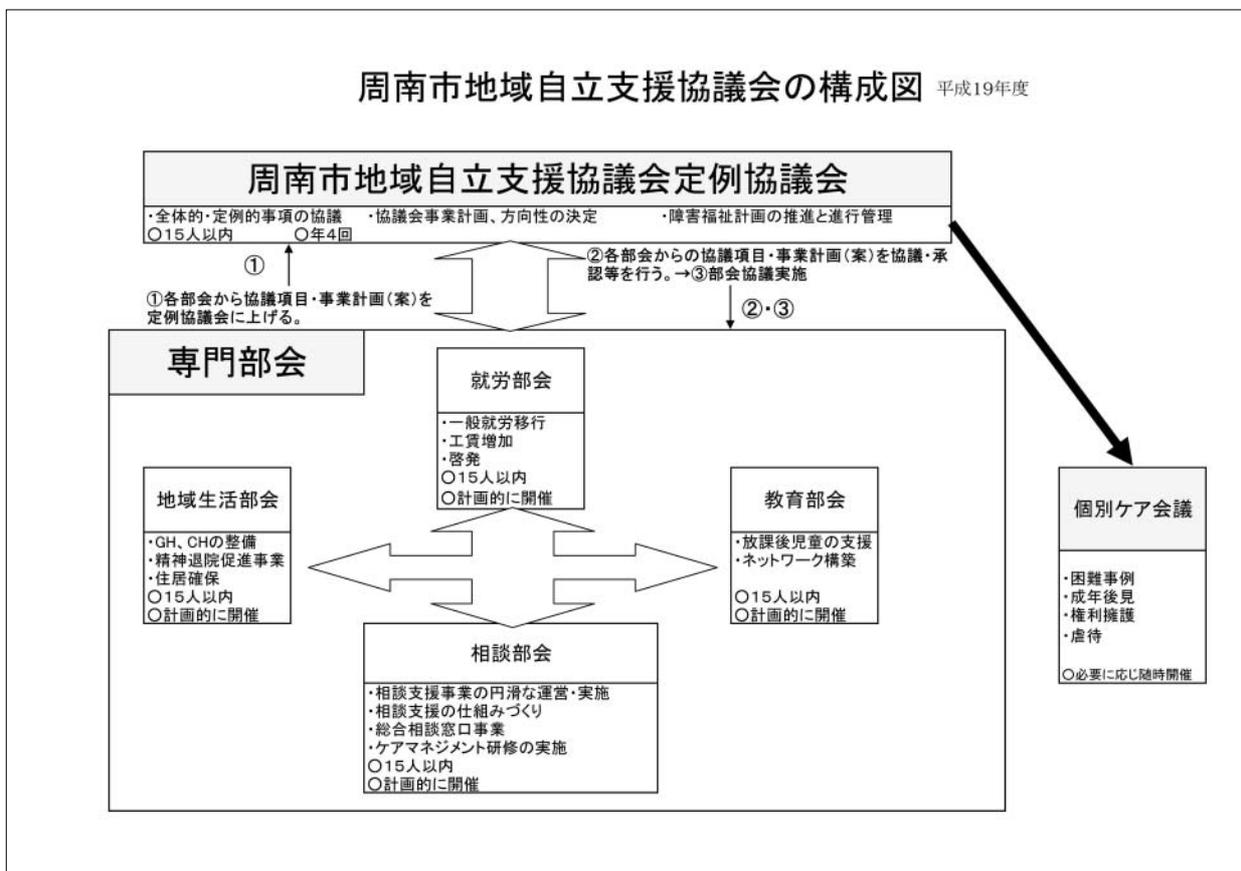
山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望み、その海岸線に沿って大規模工業が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が続いている。北側には、なだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在している。（市HP抜粋）



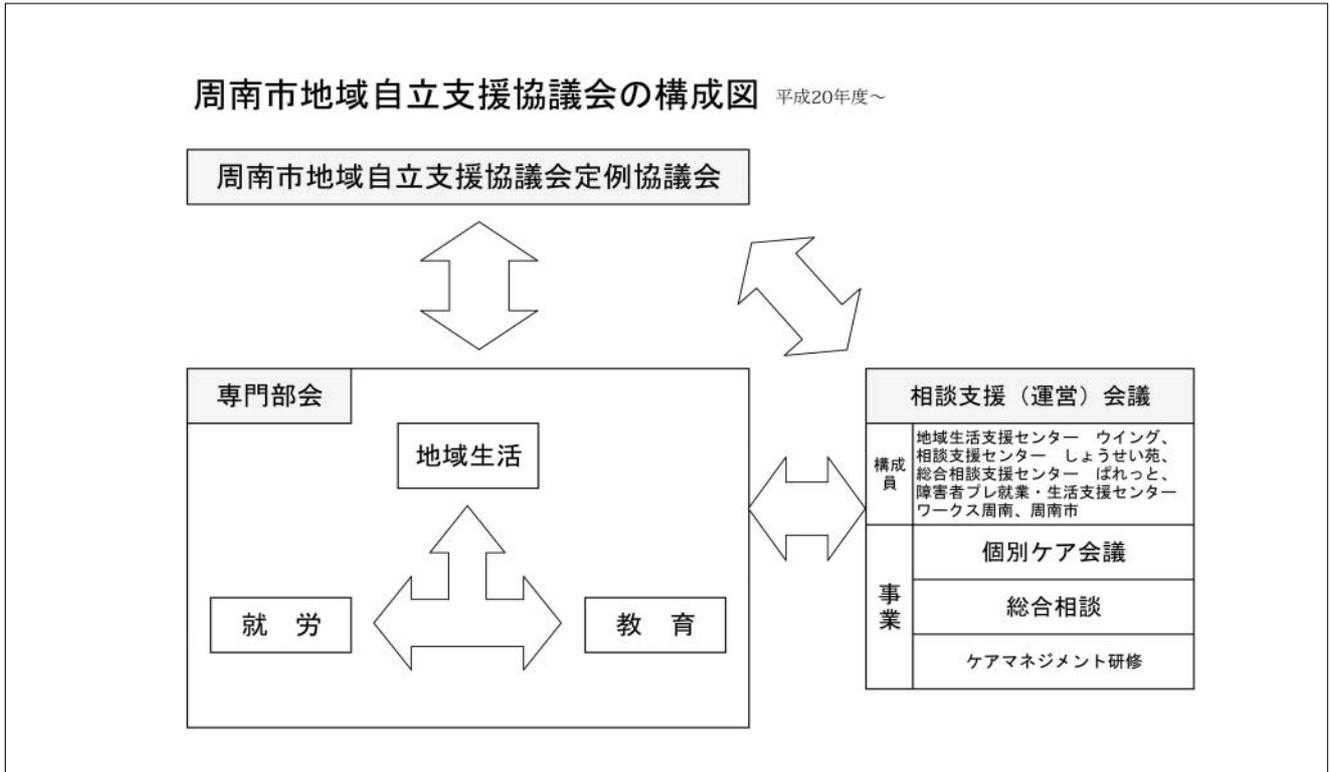
お話し 杉岡 清伸（周南市福祉介護課 主査）
 山根 恭子（地域生活支援センターウィング 相談支援専門員）
 聞き手 島村 聡（本事業委員）

自立支援協議会発足の経過

現在の自立支援協議会の立ち上がり前に、周南市障害福祉計画（第1期）策定委員会で自立支援協議会のあり方について検討した結果、平成19年度に新組織となる周南市地域自立支援協議会定例協議会の下に相談、地域生活、就労、教育という4つの専門部会をつくり、そこを主導にして協議を進める形でスタートすることとなった。実際に進めてみると相談部会の役割が同じ専門部会とは異なるということになり、平成20年度に改組し、相談部会が相談支援（運営）会議となり独立し、個別ケア会議などの事業を受け持つこととなった。（資料1 自立支援協議会組織図（H19,H20））



資料1-1



資料1-2

自立支援協議会の組織的特徴とアドバイザーの役割

①委員の公募

上記の経過もあり、元の策定委員をベースにそれに加える形で専門部会の委員を公募し、地域生活及び就労の専門部会に公募委員を入れた。加えて平成20年度は定例協議会委員4人の公募（総数16人）を実施している。ここには議論のオープン化や地域の声を取り入れる行政の基本姿勢が見られる（資料2参照 周南市附属機関等の公募に関する規程第9条）。この公募という基本姿勢は下記に述べるように専門部会の活性化に大きな影響を及ぼしている。

②専門部会からの課題の提出

自立支援協議会設立時に専門部会委員の意見を聴くことから始めたため、その後も各専門部会から自由に課題、改善案が提出され、各専門部会が自分たちでその課題に向けた事業を実施している。それぞれの動きがバランスを失わないように各専門部会長と相談支援（運営）会議議長が集まった部会長等会議で調整が随時行われており、積極的な姿勢をもった部会委員が自主的に組織内でのコミュニケーションを図っている。戦略的な委員の選考が身を結んでいるといえるが、ここでのアドバイザーの役割も見逃せない。特別アドバイザーの東美奈子氏は平成19年度に相談部会の委員、20年度は地域生活部会の部会長を務め、協議会立ち上がり時のエンジン役を果たし、その後をアドバイザーの山根氏に引継いだ。その後、氏は定例協議会委員や専門部会委員の課題共有のための研修会や相談支援（運営）会議主催のケアマネジメント研修で講師を務めるなど、外側から協議会全体の振興と後輩アドバイザーの育成を行っている。

③総合相談（相談支援（運営）会議が担当）

周南市の相談支援体制の裏には行政および相談支援事業者の地域活動とアドバイザーの強い連携がある。その一つが「総合相談」事業で相談支援事業所（身体、知的、精神）（資料2リスト参照）、障害者プレ就業・生活支援センター（県単事業）をメンバーとして周南圏域（徳山、新南陽、熊毛、鹿野、下松、光）を2か月に1度定期的に巡回して相談に応じている。その際、相談支援事業所からアドバイザーを含む最低2人が対応し、予め予約があればその障害に対応した相談支援専門員が参加するよう調整をしている。

1 周南市地域自立支援協議会の取組み

(1) ベース、基礎、下地

ア 周南市障害福祉計画策定委員会

イ 総合相談

徳山、新南陽、熊毛、鹿野、下松、光を2か月に1回定期的に巡回。各行政窓口にて各相談支援のための事業所（身体、知的、精神の相談支援事業所、平成20年度から障害者プレ就労・生活支援センター参加）が協力して「総合相談窓口」を設置。行政職員と連携して利用者に対応し、開催予定日は事前に市広報紙でPR。上記関係者が連携を取りながら支援へとつなげている。

(2) 平成19年度の経過

ア 地域自立支援協議会（定例協議会）

周南市障害福祉計画（障害者自立支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画。平成18年度～20年度まで）策定委員会をベース

5月から年度間 4回開催

構成の決定、当該年度事業計画、来年度予算事業、来年度体制の承認

NO	所属等	NO	所属等
1	身体障害者団体連合会	8	介護支援専門員連絡協議会
2	手をつなぐ育成会	9	医師会
3	就労継続支援事業所家族会（精神）	10	養護学校（総合支援学校）
4	身体障害者療護施設	11	公共職業安定所
5	社会福祉法人（知的）	12	徳山大学
6	相談支援事業所	13	商工会議所
7	相談支援事業所		

イ 専門部会として相談、就労、地域生活、教育の4部門

メンバーは、定例協議会委員推薦委員と公募委員等

NO	所属等	NO	所属等
相 談		就 労	
1	手をつなぐ育成会、知的障害者相談員	1	徳山公共職業安定所
2	身体障害者団体連合会、身体障害者相談員	2	公募(日本LD学会会員)

3	手をつなぐ育成会	3	公募(知的障害者授産施設)
4	相談支援事業所	4	公募(身体障害者授産施設)
5	特別アドバイザー	5	公募(周南市ろう協会)
6	病院・看護師	6	手をつなぐ育成会
7	身体障害者団体連合会	7	就労継続支援事業所
8	身体障害者相談員	8	相談支援事業所
地域生活		9	養護学校
1	相談支援事業所	10	養護学校
2	相談支援事業所	11	AYSA
3	介護支援専門員連絡協議会	12	AYSA
4	公募	13	企業
5	公募(在宅介護支援センター)	14	レストランオーナー
6	公募(障害児デイ・ケア事業所)	教育	
7	公募(知的障害者授産施設)	1	知的障害者通園施設
8	公募(手をつなぐ育成会、徳山肢体不自由児者父母の会)	2	相談支援事業所
9	公募(周南市ろう協会)	3	養護学校
10	市住宅政策課	4	養護学校
11	ボランティア	5	周南市教育委員会
12	山口県建築士会徳山支部	6	小学校(特別支援学級)
		7	こども家庭支援センター
		8	小学校ことばの教室親の会
		9	障害者父母の会

7月から月1回程度の開催、19年度事業計画、次年度事業の協議

ウ 特徴

専門部会ごとに自由に「課題」について話し合い、事業を行なった。

(3) 20年度 of 取組み

ア 定例協議会

定例協議会委員を6月から公募 4人の公募委員が新たに参加。計16人

「障害福祉の計画策定について」を所掌事項に新たに追加

(別紙資料参照)

NO	所属等	NO	所属等
1	身体障害者団体連合会	9	医師会
2	手をつなぐ育成会	10	総合支援学校
3	就労継続支援事業所B型	11	公共職業安定所

	家族会（精神）		
4	身体障害者療護施設	12	商工会議所
5	社会福祉法人（知的）	13	公募
6	相談支援事業所	14	公募
7	相談支援事業所	15	公募
8	介護支援専門員連絡協議会	16	公募

※ 参考

周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程

（附属機関の委員の公募等）

第9条 市民の自発的な行政への参画意識の高揚を図るとともに、市民の意見を行政に反映させるため、積極的に委員の公募を推進する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときには、公募を行わないことができる。

- (1) 行政処分に関する審議等を行うとき。
- (2) 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うとき。
- (3) その他附属機関の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められるとき。

2 委員を公募する場合は、定数の20パーセント以上を対象とする。

イ 相談支援会議（相談部会）の設置

平成19年度の相談部会から、より専門的な機関として相談支援会議を設置

NO	所属等	NO	所属等
相談支援会議		就 労	
1	相談支援事業所	1	徳山公共職業安定所
2	相談支援事業所	2	公募(日本LD学会会員)
3	相談支援事業所	3	公募(知的障害者授産施設)
4	相談支援事業所	4	公募(身体障害者授産施設)
5	相談支援事業所	5	公募(周南市ろう協会)
6	相談支援事業所	6	手をつなぐ育成会
7	相談支援事業所	7	就労継続支援事業所
8	障害者プレ就業・生活支援センター	8	相談支援事業所
9	市福祉介護課	9	総合支援学校
地域生活		10	総合支援学校

1	相談支援事業所	11	AYSA
2	相談支援事業所	12	企業
3	介護支援専門員連絡協議会	13	手をつなぐ育成会、知的障害者相談員
4	公募	14	身体障害者相談員
5	公募(在宅介護支援センター)	15	企業
6	公募(障害児デイ・ケア事業所)	16	精神障害者就労サポーター
7	公募(知的障害者授産施設)	教育	
8	公募(手をつなぐ育成会、徳山肢体不自由児者父母の会)	1	知的障害者通園施設
9	公募(周南市ろう協会)	2	相談支援事業所
10	ボランティア	3	養護学校
11	山口県建築士会徳山支部	4	養護学校
12	病院・看護師	5	周南市教育委員会
13	特別アドバイザー	6	小学校(特別支援学級)
14	身体障害者団体連合会	7	こども家庭支援センター
15	山口県宅地建物取引業協会周南支部	8	小学校ことばの教室親の会
16	定例協議会委員(公募)	9	障害者父母の会
		10	市こども家庭課
		11	市幼稚園
		12	定例協議会委員(公募)

2 周南市の地域自立支援協議会の機能整理

自立支援協議会の運営マニュアルの会議の種類	機能、内容	周南市
全体会	各機関の代表者レベルの会議 地域の現状や課題について地域の関係者(代表者レベル)が情報共有・協議 政策提言の場	定例協議会
定例会	地域の現状や課題について地域の関係者(実務者レベル)が情報共有・具体的な協議	定例協議会 相談支援会議 専門部会
事務局会議 (運営会議)	協議会全体の方向性、日程等についてコアメンバーで協議 定例会等の準備会議	相談支援会議 部会長等会議
専門部会	地域の課題ごとに部会を設けて議論を深める。	相談支援会議 専門部会

個別支援会議 (事例検討会)	地域のニーズの掘り出し 困難事例の検討、協議	個別ケア会議
個別ケア会議 ※個別支援会議の基礎	各事業所で日常的に行なう	個別のケース会議
	19年度専門部会委員全体会、部会 の運営方法等 20年度定例協議会、専門部会全体 会自立支援協議会の共通認識、地 例協議会、相談支援会議、各部会 の理解	全体会（定例協議 会、専門部会）

※ 参照「自立援協議会の運営マニュアル」P. 3 2 参照

P5

資料2-5

アドバイザーの狙いは「地域の細かな相談に応じることで地域的なニーズのキャッチを行いつつ、軽微な相談にも応じることで相談しても良いという雰囲気を住民に伝えていく」ことであり、その成果として最近、民生委員さんから障害者と思われる人の相談もあったという。身障手帳の申請など一緒にいる行政職員が対応することでワンストップで説明が受けられるという住民のメリットはもちろん、相談支援専門員にとっては行政職員と一緒に相談に入る機会を得られるというメリットがあり、相互のスキルアップや信頼関係構築の機会にもなっている。また、市および支所の1室を使い総合相談の「窓口」とすることで、役場が関わっているという安心感と住民にわかりやすい場所を提供し、かつ住民に対し市報などを通して事前PRを実施している。これは平成15年度に二市二町が合併して極端に広域化したため、市民の利便性が低下するという市の課題を逆手にとって、「町」時代には入っていけなかったところに相談窓口を開設することで、却って地域ニーズの拾い上げに成功した好例である。

④ケアマネジメント研修（相談支援会議が担当）

ケアマネジメント研修は山口県の障害者相談支援専門員上級研修・指導者研修が平成15年度から始まったことから、受講者のその後のフォローアップを目的として毎年開催している。ひとつの圏域が単独でこのような研修を持つことは極めて珍しく、周南圏域のサービス事業所などの職員すべてを対象に受講要件を付けずに幅広く参加を募っているというのも特筆すべき点である。平成20年度は第一回目に60名が参加し、これは周南圏域のほとんどの障害福祉関係者が集まった格好である。さらに、特別アドバイザーが研修の講師を務めており、単なるケアマネジメントの理念やプロセスの学習ということに留めず、地域の実情に応じた実例などについても学んでいる。

行政やアドバイザーの狙いは共通しており、普段の業務でケアマネジメントの流れを知らずに利用者支援を行っている事業所に、ケアマネジメントにおける利用者中心の考え方や地域資源としての事業所や職員のあり

方、実際の支援調整で度々問題となるサービス管理責任者と相談支援専門員の関係などを伝える機会を設け、業務の流れをより高度に、より円滑にすることにある。

そうした効果もさることながら、研修参加事業所や関係機関がそのままネットワーク会議的なものに発展できるのではないかとアドバイザーは感じている。これらのメンバーの間でお互いの課題について共有されることでその場で抱えている事案の解決法やそのヒントを得ることが出来るようになると期待しているという。

⑤三二研修会の開催（地域生活部会）

障害者の理解を得るため、アドバイザーらが中心となり地域のサテライト研修を開催している。平成19年度は鹿野地区2回、20年度は熊毛地区が3回、鹿野地区2回、須金地区が1回の計6回を予定している。主に地域の民生委員を対象としたもので、障害者の特性を伝え、相談支援に役立ててもらおうという趣旨である。アドバイザーは相談支援専門員が山間部や島しょ部のように民生委員が唯一の福祉相談役である地域に入るときに、民生委員との連携に苦勞していることを感じており、この研修を通して、普段見逃しがちな障害者のニーズのキャッチ方法や相談支援専門員の活用方法を伝え、地域の相談力の裾野を拡げるといふ狙いを持って臨んでいる。

⑥障害者の福祉を考える集いの実施、運営（資料3チラシ参照）

「障害者の福祉を考える集い」は、以前から市民への広報啓発を目的として、社会福祉協議会が主体となって実施していたが、平成20年度は地域自立支援協議会の意見を元に企画し、協議会のメンバーが主となって運営実施した。内容は先駆的な地域の実例を基にした基調講演と、各部会が自主的にテーマを決め、市民が自由に参加した協議や講演形式の分科会である。この活動の意義は、市民への広報啓発はもちろんだが、各専門部会や相談支援会議に分かれている自立支援協議会のメンバーが一堂に会して各々が話し合ってきた課題を市民と話し合うことで、実情をより深く再認識したり、改めて方向性を確認したり、「集い」実施に向けた全員協力の機会を提供していることにある。地域生活部会は地域のボランティア団体、就労部会は企業や就労支援事業所が集まりそれぞれの目的を持って意見交換できたとのことで自立支援協議会事務局である行政でも評価が高く、年1回の「集い」の機会として今後も継続していきたいとのことである。

⑦その他の部会での協議や実績

・居住サポートに向けた協議（地域生活部会）

宅地建物取引業協会の方を委員に迎え障害者が家を借りる上での課題を協議

・障害者プレ就業・生活支援センターの設置運営（就労部会）

障害者就業・生活支援センターが圏域内になく、就労希望者のハローワークとの調整などに支障があったため、山口県の単独事業であるプレ就業・生活支援センターの設置を要望し設置が認められた。

・周南を中心とした14企業の労務担当者の勉強会に参加（就労部会）

以前から活動している周陽労務会に参加し、法定雇用率達成のために努力している企業の声を聴き、企業と障害者のニーズをコーディネートする人を必要としているなど地元企業の課題を専門部会に持ちこむことができた。

・個別の教育支援計画に関するアンケートの実施（教育部会）

学齢期の個別の教育支援計画につなげるために幼稚園、保育所にアンケートを実施している。分析結果は今後、幼稚園、保育園に周知して行く予定

・放課後、長期休暇における障害児の余暇活動の場についての協議（教育部会）

相談支援の縦と横のコミュニケーションが重要だった

周南圏域の特徴は地域を大切にした相談の裾野の拡大と地域の関係者との横のつながり強化に地道に取り組んでいるところにある。一見、専門部会中心の大きな議論がどんどん進んでしまうのではと感じさせる組織構成であるが、相談支援会議が相談基盤をしっかりとつくっていることと特別アドバイザーやアドバイザーが専門部会や全体協議会に必要なに応じて参加し、要所々々で意見・提言を行って、自立支援協議会全体のベクトルを



第27回 障害者の福祉を考える集い

平成21年**2月13日(金)**

開会 10:00 (受付 9:30)

山口県周南総合庁舎さくらホール

(周南市毛利町2丁目38番地)

参加無料

手話・要約筆記あり

◆開催趣旨

この集いでは先駆的な事例を紹介しながら、身近な地域でその人らしく暮らしていくための「地域づくり」を進めるには関係機関と地域はどのように連携、協働してゆけばよいか考えあうことを目的に開催します。多くの方のご参加をお待ちしています。

■開催内容

10:00	10:10	12:00	13:00	15:00
開会行事	基調講演	休憩	分科会 (全3分科会)	※流れ解散

【基調講演】

「誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して」

講師：山下 かのう さん
(高知県日高村役場 健康福祉課保健師)

障害担当の保健師として、高齢者・子育て中の父母・子どもたち、障がいのある方たちと住民みずから自分たちの暮らしのなかで起こってくる社会的な課題を自分たちで解決していくためのコミュニティ産業を開発し、住民の就労の場を提供し、年齢や障がいに関係なく社会参加できるまちづくりを目指し、活動されています。

参加定員 200名程度 (事前申込制)

【分科会】(全3分科会)

①就労部会 (周南総合庁舎7階会議室)

【障害者の就労を考える集い】

障害関係者、企業、教育関係者による「現在&これからの障害者の就労」

②地域生活部会 (周南総合庁舎7階会議室)

【つなぐ・豊かな暮らしを創る障がい者の地域生活】

当事者・家族のボランティアに望む想いとボランティア団体の想いをつなげながら、これからの地域づくりを考える場とする。

③教育部会 (周南総合庁舎さくらホール)

【臨床心理士と地域コーディネーターが語り合う】

発達障害の子どもたちへの支援～現状と課題～

※お車でお越しの方は、一階の設備管理室で駐車券の時間延長をお願いしてください。

■基調講演の申込方法

2月6日(金)までに下記宛てに郵送、電話、FAXのいずれかの方法で所属団体、代表者名、人数をお知らせください。

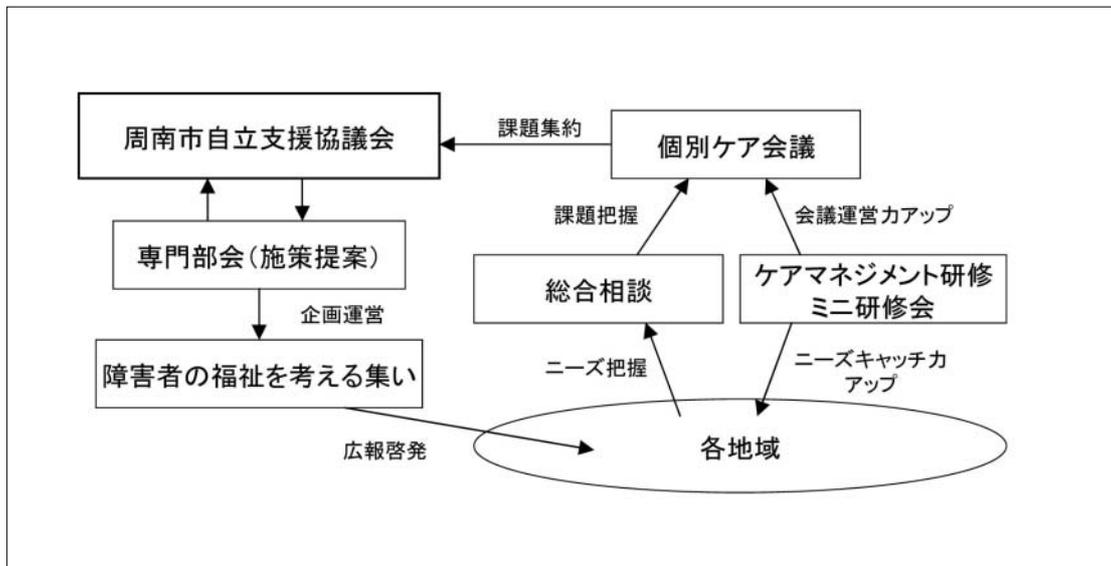
主催：周南市・社会福祉法人周南市社会福祉協議会・周南市地域自立支援協議会 後援：周南市教育委員会

【申込み・問合せ先】 社会福祉法人周南市社会福祉協議会

〒745-8529 周南市速玉町3-17 周南市徳山社会福祉センター内

TEL:(0834)22-8721 FAX:(0834)32-0021 Eメール:trueheart@beach.ocn.ne.jp

一致させ、相互のコミュニケーションを途切れさせないように働きかけを行っていることで、機能的な組織となっている。山根氏は「特別アドバイザーは修正点を遠慮なく指摘してくれて助かる。アドバイザーと相談支援専門員の関係もスムーズで取組みやすい。」とコミュニケーションの高さを評価している。また、行政も事務局として4部会と相談関連事業の同時進行的な作業を理解をもって進めていることが感じられる。杉岡氏も「周南市の良さは、委員の皆さんの積極性にあるので、意見をしっかりと聴いて運営に努めたい。」と強調するように今後も多くの課題が委員から出され、専門部会の活動も一層内容が深まっていくと考えられる。



周南市の施策連関図

残された課題と今後の方向性

それらの良さを踏まえて課題と今後の方向性を考えると次の3点が上げられるであろう。

(1) 相談支援会議（個別ケア会議）の充実

既に述べた周南市の特徴として、相談支援会議からの提起を待たずに課題解決に向けた部会運営が並行して行われているが、これは、通常考えられる相談支援会議（個別支援会議）から、専門部会に課題を提案するという流れになっていないということでもある。よく聞くと事例の検討は各地を廻る総合相談の後に行っているとの事で、掛けている時間があまりにも短く、課題の抽出まで至っていないことが判った。今後は総合相談の機会とは別枠できちんと定例の相談支援会議を開催して事例をしっかりと議論することで解消できそうである。

(2) 機関相互の連携と専門性の発揮

専門部会の活動を通して徐々に関係機関の顔が繋がっているという状況である。また、ケアマネジメント研修を通して集まった事業所もお互いに課題を解決し合える可能性を持っている。今後は、これらの関係者の専門性をうまく発揮させ、恒常的なネットワークとして問題解決力の向上に繋げていくことが目標となるであろう。

(3) 各部会の具体的な課題の解決プロセスの提案

専門部会の大きな目的はやはり社会資源の開発であろう。居住サポート事業の実施や個別の教育支援計画の学齢期までの一本化など開発の兆しが感じられるものもあるが、具体的なものにするにはまだ議論や情報が不足している段階だと思われる。あまりに議論に時間を掛けすぎるとシステム化のタイミングを失うことになるので小さくても核になりそうな資源開発を進めることがカギになると考えられる。

【地域自立支援協議会の効果的な運営手法に関する調査研究事業調査研究委員会】

委員長 福岡 寿（社会福祉法人高水福祉会北信圏域障害者生活支援センター 所長）
委員 門屋 充郎（NPO法人十勝障がい者支援センター 理事長）
菊本 圭一（社会福祉法人ともいき会ハートポートセンターともいき 副施設長）
佐藤 光正（駒澤大学文学部社会学科社会福祉学専攻 准教授）
島村 聡（那覇市役所健康福祉部 福祉政策課長）
遅塚 昭彦（埼玉県福祉部障害福祉課 主幹）
中島 秀夫（滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長）
野中 猛（日本福祉大学社会福祉学部 教授）
高森 裕子（株式会社三菱総合研究所 研究員）

オブザーバー

関口 彰（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐）
高原 伸幸（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉専門官）
武田 牧子（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域移行支援専門官）
松山 政司（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 相談支援係長）
太田 栄里（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 相談支援係）

自立支援協議会の活性化に向けて

発行日 2009年3月25日
企画・編集 地域自立支援協議会の効果的な運営手法に関する調査研究事業調査研究委員会
発行責任者 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田 一郎
発行 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
Tel. 03-3204-3611 Fax. 03-3232-3621
URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>
E-mail kensyu@abox3.so-net.ne.jp
吉田秀博、伊藤弘亮、若山浩彦、岩本直人、廣田清志

印刷・製本 株式会社 功文社

本書は、平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業の補助を受けて発行されました。

